

北九州市監査公表第37号
平成26年8月22日

北九州市監査委員	小村洋一
同	廣瀬隆明
同	日野雄二
同	世良俊明

包括外部監査人の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 外部監査の種類
包括外部監査
- 2 選定した特定の事件
貸付金及び未収入金に係る財務事務の執行（債権管理を含む）について
- 3 監査の期間
平成25年6月20日から平成26年2月13日まで
- 4 監査公表の時期
平成26年3月28日（平成26年監査公表第15号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 各貸付金等

ア 産業経済局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>産業-オ①(指) <u>【施設使用料及び中央卸売市場雑入】</u> <u>延滞金の賦課について</u></p> <p>施設使用料等の滞納について、延滞金が賦課されていない。また、賦課しないことについて、その旨及び妥当性等を所管部署で決裁していない。市場使用者間の公平及び他の制度との均衡を期するためには、原則として延滞金を賦課することとし、延滞金を賦課しない場合には一定の基準を設けるとともに、所管部署において延滞金を賦課しないことの妥当性に係る決裁等を行うことが必要である。</p> <p><内容></p> <p>施設使用料等の滞納について、延滞金が賦課されていない。また、賦課しないことについて、その旨及び理由等の妥当性について所管部署では決裁手続がなされていない。</p> <p>その点について、本市の平成 21 年度「包括外部監査結果報告書」では、監査結果の「3. 中央卸市場特別会計」の箇所で、次のように記載されている。</p> <p><指摘事項 特 3-2> 施設使用料を滞納している関連事業者に対する延滞金賦課について</p> <p>施設使用料を滞納している関連事業者に対して延滞金を徴収していない。また、徴収しないことについて決裁等適切な手続もなされていないので、改善する必要がある。</p>	<p>(中央卸売市場)</p> <p>今回の指摘を受けて、「北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例」に基づき、平成 26 年 4 月 1 日から延滞金を賦課することとし、場内業者に周知した。</p> <p>また、平成 26 年 7 月 1 日施行した「北九州市中央卸売市場・公設地方卸売市場使用料の滞納に係る事務処理要綱」の規定中にも、重ねて、延滞金の賦課を明記した。</p>

施設使用料については「北九州市中央卸売市場業務条例」で定められているが、延滞金については「北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例」が適用される。これによると、例えば、平成 20 年度末の延滞金を試算すると、平成 20 年度の滞納債権は年度末時点で半年間の滞納が生じている場合、単利計算であったとしても累計 15 百万円の徴収が必要となる。

所管局によると、滞納者は経営が厳しく支払い能力の乏しい業者ばかりであり、延滞金を徴収することにより、納付意欲が低下し、滞納分も回収できなくなる可能性が高いために、延滞金を徴収していないということである。

延滞金は期限内納付の実効性を上げるための効果を持ち、延滞金を徴収しないことは、期限どおりに適切に支払っている使用者との公平性を欠く。したがって、規定に基づいて延滞金を賦課する必要がある。また、延滞金を徴収しない特段の理由があるのであれば、減免や使用料の改定等の適切な決裁が必要である。

平成 24 年度現在も延滞金を賦課していないことについて、所管部署の説明は次のようであった。

第一に、中央卸売市場に係る条例については、農林水産省が「中央卸売市場業務規程例」を示し、それを参考にするように指導されているが、現時点で、その業務規程例の中には、延滞金賦課の条項がない。

第二に、大都市の中央卸売市場に延滞金賦課について照会したところでは、半数以上の都市で、条例の規定がなく、納付意欲の減退を招きかねないなどの理由から、延滞金を賦課していない状況が

ある。

第三に、現実に延滞金を賦課している都市もあるものの、場内業者に厳しい対応をすることが、滞納額の増大、場内からの撤退、ひいては、市場の衰退につながる懸念もあることから、延滞金の賦課については、他都市の状況や場内業者の経営状況を注視しつつ、慎重に対応している。

しかし、これらのような延滞金を賦課しない状況があるにしても、市場使用者間の公平、及び他の制度（例えば港湾管理使用料等については延滞金を計算した上で免除手続を経ている）との均衡を期するためには、安易な延滞金の賦課回避はすべきではない。

「北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例」に従えば、原則として延滞金を賦課することとし、事情によって延滞金を賦課しないこととする場合には、一定の基準を設けるとともに、所管部署において延滞金を賦課しないことの妥当性に係る適切な決裁手続を行うことが必要である。

6 監査の結果（意見）に基づく措置状況

(1) 各貸付金等

ア 財政局

監査の結果（意見）	措置状況
<p>財政-ア① <u>【土地貸付収入未収金】不納欠損処理について</u></p> <p>普通財産貸付収入について、現在まで不納欠損処理が行われていない。あらかじめ債権管理条例を制定するか、あるいは一定の基準を設け議会の議決を経るなどして不納欠損処理をすることが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>普通財産貸付収入については、過年度から長期間未回収の分について、現在まで不納欠損処理は行われていない。長期未回収の相手先の中には、既に土地の賃貸契約を解除し、未収債権についても裁判等を経て、本人のみならず、保証人や相続人からも回収を進めたうえでの残高となっているものがあり、これらは、今後の回収は見込めない状況にある。</p> <p>このように、債権が事実上回収できない状況にあるにもかかわらず、債権として残っているものについて滞納整理事務をし続けることは費用対効果の面から望ましくない。</p> <p>債務者が時効の援用を行わなければ債権が消滅しないとしても、例えば、時効の援用を行えば債権が消滅する期間が経過している場合などのように明らかに回収できないと認められる場合、あらかじめ債権管理条例を制定するか、あるいは一定の基準を設け議会の議決を経るなどして、不納欠損処理をすることが望まれる。</p>	<p>(財産活用推進課)</p> <p>債権放棄の規定は、市民の理解が得られる基準が必要であり、公平・公正な基準を設けるための研究を進める必要がある。</p> <p>そのために、北九州市債権回収対策本部を構成する各債権所管課の係長（実務者クラス）によるワーキンググループを設置し、平成 26 年 8 月から検討を始めることとする。</p>

イ 保健福祉局

監査の結果（意見）	措置状況
<p>保健一ア①</p> <p><u>【災害援護資金貸付金】免除について</u></p> <p>要綱等に明示されていないため、運用上免除ができないことになっている。公平性の観点からは安易に認めるべきではないが、生活に困窮し明らかに返済できない場合については、一定の基準等を設け、公平性を害しない範囲内で免除することも容認されるものと考えられる。</p> <p><内容></p> <p>貸付を行った本人が死亡し、妻や保証人がいる場合の免除適用の可否について、①妻や保証人がいること、②条文上も「免除することができる」（「災害弔慰金等の支給等に関する法律」第13条第1項）とあり、免除しなければならない訳ではないこと等から、申請者本人が死亡しても、妻や保証人がいる場合には免除できないとの見解である。この見解自体は法令の文言どおりの適用であるものと考えられる。</p> <p>確かに、本貸付金も返済を求めるのが原則であり、免除は一義的に想定されるものではない。しかし、他の融資制度で救済されない被災者を救済するための制度であり、その意味で福祉目的の意味合いもある制度と言える。</p> <p>公平性の観点からは安易に認めるべきではないが、本人が亡くなり、妻や保証人も生活に困窮し資力がないなど明らかな場合については、同法律の条文上も「免除することができる」となってい</p>	<p>(総務課) (各区役所コミュニティ支援課)</p> <p>本市における他の貸付制度や他都市の免除の状況を参考にしながら、返還を免除する場合の基準について検討している。</p>

ることから、実情に応じて他の制度と同様の免除を検討することは容認されるものと考えられる。この場合でも、福祉目的という制度趣旨からは一定の基準等を設け、公平性を害しない範囲内で行うことが必要である。

監査の結果（意見）	措置状況
<p>保健-イ①</p> <p><u>【社会福祉協議会運営貸付金】要綱等の作成・整備について</u></p> <p>本貸付金について、要綱等が作成されていない。要綱が作成されていなければ、貸付金の目的、対象となる事業、資金の使途、返済条件、債権保全、利率等が明確化されず、貸付金の一律的な事務手続が担保されない。したがって、要綱等を作成することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>本貸付金について、目的、対象となる事業、資金の使途、返済条件、債権保全及利率等を定めた要綱等が作成されていない。</p> <p>要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取扱いの基準を定めるものである。</p> <p>本貸付については、一団体を対象とする貸付であるため、要綱等の必要性は相対的に低い。本貸付金には市社協の退職金に係るものと限定的ではあるが、背景に記載したような経緯があり、市社協に対しては、他に数種類の補助金の交付や貸付があり、関係が強い。</p> <p>したがって、貸付金の目的、対象となる事業、資金の使途、返済条件、債権保全、利率等を要綱等において制度内容を明確化しておくべきである。また、事務的不備を防止し、一連の貸付業務を円滑なものとするうえでも、要綱等の存在意</p>	<p>(いのちをつなぐネットワーク推進課)</p> <p>平成 26 年度末を目途に要綱を作成する。</p>

義は高い。

本貸付金について、要綱等を作成することが望まれる。

監査の結果（意見）	措置状況
<p>保健-イ②</p> <p><u>【社会福祉協議会運営貸付金】貸付金残高の開示の必要性について</u></p> <p>本貸付金は、契約により年初に貸付をし、一旦は年度内にすべて償還され、翌年初に再度貸付することが繰り返されている。このため、年度末の貸付金残高はゼロとなり、市の「財産に関する調書」の貸付債権に記載されない。市社協の職員の退職資金に充てるための貸付であり、返済の完了まで長期間となっていることから、実態は長期の貸付金であると考えられる。</p> <p>したがって、その実態に合わせた契約を締結するとともに、貸付債権として適切に開示することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>本貸付金は、市社協の職員の退職資金の不足分を補うために貸付しているものであるが、現在の約定で推移すれば、返済完了は約7年後となる。契約上は単年度契約であるが、実質的に長期の貸付金である。</p> <p>その間、毎年、年初に貸付し、年度末に一旦回収する方法を継続することになり、年度末現在では残高は存在しないことになっている。その結果、情報公開されている「財産に関する調書」に貸付債権として記載されていない。</p> <p>したがって、実態から、契約上も長期の貸付金とし、財産に関する調書に記載すべきである。</p>	<p>(いのちをつなぐネットワーク推進課)</p> <p>これまでの経緯や実態等をふまえ、長期の貸付金とすることについて、検討を進めてまいりたい。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>保健-イ③</p> <p><u>【社会福祉協議会運営貸付金】出納整理期間を利用していた入出金について</u></p> <p>本貸付金は、年度末の残高はゼロとなっている。しかし、実態は回収されているとは言えず、出納整理期間があることにより、そうした処理が可能となっているものであり、実態に即した処理をする必要がある。</p> <p><内容></p> <p>市社協からの毎年度末の貸付金の返済は、翌年度の貸付を市が行った後に、前年度の貸付金の返済がなされている。すなわち、年度末である3月末には行われていない。</p> <p>市の場合、3月末までに債権債務が確定し、例えば、平成24年度の歳入、歳出として扱われるものの入出金が4月以降5月までになされる場合に、企業会計のように未収金や未払金を計上しないが、5月末の出納閉鎖時までに入出金が行なわれたもののうち平成24年度に帰属するものは、平成24年度分として会計の処理がされる。いわゆる出納整理期間である。</p> <p>実態として長期の貸付であることから、年度末にその残高相当額を3月末に返済することはできないので、新年度の4月初めに貸付をし、これをもとに4月に返済を受けている。しかし、出納整理期間での取扱いから、本貸付金は年度末に回収されたことになり、貸付金残高はゼロとなっているが、実際は回収されて</p>	<p>(いのちをつなぐネットワーク推進課)</p> <p>平成26年度分から、銀行からの短期借入等により、契約書どおり3月末までに返済するよう市社協と協議・調整を行っている。</p>

いない。

したがって、貸付金残高として適切に開示することが必要であると考えますが、出納整理期間の処理のあり方としては、本来のあり方ではないと考える。

監査の結果（意見）	措置状況
<p>保健-イ④ <u>【社会福祉協議会運営貸付金】無利息貸付について</u></p> <p>本貸付金について、無利息で貸付が行われている。退職金相当額を貸付けており、事実上、市社協の運営資金に関する貸付金であり、公平性等からも、適切な利息を付すことが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>本貸付金は市社協に対して無利息で貸付が行われている。無利息で行われる貸付は福祉目的であることなど、公共性が強く求められるものと考えられる。本貸付金は退職金相当額を貸付けており、市社協の運営資金に関する貸付金である。他の制度や貸付先等との公平性などから考えると、適切な利息を付すことが望まれる。</p>	<p>(いのちをつなぐネットワーク推進課)</p> <p>社会福祉協議会の活動は地域の福祉を増進し、住みよい環境をつくることを目的としており、行政目的とも合致しこれを助長する役割をも果たすものである。そのため、民間団体ではあるが、その運営資金の多くが補助金や委託料など市の予算措置によるものとなっており、退職金を自主財源で賄えるほどの収益を上げることができる団体ではない。</p> <p>本貸付金は退職金相当額を貸付けるものであり、これまでに退職金積立補助金を廃止し、貸付に変更した経緯もあることから、利息を付す性格のものではないと考えている。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>保健-イ⑤</p> <p><u>【社会福祉協議会運営貸付金】本貸付金の廃止を含めた見直しについて</u></p> <p>本貸付金は市社協の職員の退職金の不足分を補うための貸付金である。本来は市社協が負担すべきものであるが、市社協の財政状態等からみても貸付等が適切であるかどうか検討し、極力、市の負担を軽減すべく廃止も含めて必要性を検討することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>本貸付金は、市社協の職員の退職金のための貸付金であるが、補助金が貸付金かは別にして、一般的に団体に対する運営費補助については、その団体の存続を可能にするため、自己収入では補えない部分を補填することが主な目的である。したがって、原則的には、市社協が負担するものであるが、市社協の財政状態等からみても貸付等が適切であるかどうか検討し、極力、市の負担を軽減すべく廃止も含めて必要性を検討することが望まれる。</p>	<p>(いのちをつなぐネットワーク推進課)</p> <p>社会福祉協議会の活動は地域の福祉を増進し、住みよい環境をつくることを目的としており、行政目的とも合致しこれを助長する役割をも果たすものである。そのため、民間団体ではあるが、その運営資金の多くが補助金や委託料など市の予算措置によるものとなっており、退職金を自主財源で賄えるほどの収益を上げることができる団体ではない。</p> <p>これまでも社協の財政状況等をふまえ、補助金等の見直しを行ってきたところであり、本貸付金についても、今後、市社協や財政局等と協議しながら、その方法等の見直しを行ってまいりたい。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>保健-ウ①</p> <p><u>【社会福祉施設設備資金貸付金】貸付対象の審査状況について</u></p> <p>貸付対象については、市社協の民間社会福祉施設整備資金貸付規程に「建物の新設、修理、改造、拡張、土地の購入、備品の整備若しくは災害復旧（施設に勤務する職員の研修施設のためにするものを含む。）のための資金」と規定しているが、体操服が本貸付金の対象となっているケースがあった。貸付時の審査委員会には市の職員が出席しており、貸付対象を含め適切なモニタリングが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>貸付対象については、市社協の民間社会福祉施設整備資金貸付規程に「建物の新設、修理、改造、拡張、土地の購入、備品の整備若しくは災害復旧（施設に勤務する職員の研修施設のためにするものを含む。）のための資金」と規定されているが、市の独自の要綱等はなく、市社協の規程のみが判断基準となっている。</p> <p>実際の市社協の民間事業者への貸付内容について事跡を閲覧したところ、体操服が本貸付金の対象となっている貸付先があった。体操服が汚れた場合など緊急の際に対応するため、保育園で着替え用の体操服として常備するものについて備品整備として認めたものである。</p> <p>貸付の審査委員会には、市の課長級が出席することになっており、貸付対象に</p>	<p>(いのちをつなぐネットワーク推進課)</p> <p>今回の包括外部監査結果報告をふまえ、市社協及び審査委員会委員として出席する課長級職員に対し、規程に基づき適切に審査するよう指導を行った。</p>

についても審査されることから、市としてもモニタリングをすることはできる体制となっている。

したがって、貸付時の審査委員会において、上述の規程に基づいて貸付対象等の適切なモニタリングが望まれる。

監査の結果（意見）	措置状況
<p>保健-ウ②</p> <p><u>【社会福祉施設設備資金貸付金】貸付金残高の開示の必要性について</u></p> <p>市と市社協の契約上は単年度であるが、本貸付金は民間社会福祉施設の整備に充てるための貸付であり、返済期間も長期となっている。実態は長期の貸付金であるが、単年度で返済、貸付を行っている結果、貸付債権残高として開示されない結果となっている。</p> <p>したがって、契約上も長期の貸付金とし、「財産に関する調書」に記載する必要があると考える。</p> <p><内容></p> <p>本貸付金は、民間社会福祉施設の整備に充てるための貸付であり、返済期間も1年据置き後、9年で均等年賦償還となっていることから、契約上は単年度契約であるが、実質的に長期の貸付金である。</p> <p>その間、毎年、年初に貸付し、年度末に一旦回収する方法を継続することになり、年度末現在では残高は存在しないことになっている。その結果、情報公開されている「財産に関する調書」に貸付債権として記載されていない。</p> <p>したがって、実態から、契約上も長期の貸付金とし、財産に関する調書に記載することが必要であると考え。</p>	<p>(いのちをつなぐネットワーク推進課)</p> <p>これまでの経緯や実態等をふまえ、長期の貸付金とすることについて、検討を進めてまいりたい。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>保健-ウ③</p> <p><u>【社会福祉施設設備資金貸付金】本貸付金の廃止を含めた見直しについて</u></p> <p>本貸付金は、市社協を通して社会福祉施設を対象に行われているものであるが、貸付件数も多くない状況である。融資を受ける側のニーズ調査等も必要であり、他の民間の制度で代替できているような場合には、廃止も含めて検討する必要がある。市社協には更なる自立化を促すことが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>本貸付金は、市社協を通して民間社会福祉施設を対象に行われているものであるが、貸付件数も多くない状況である。</p> <p>民間社会福祉施設のニーズに合っていないことも考えられ、この制度の使い勝手がどうであるか、改善すべき点はないか、融資を受ける側へのニーズ調査等が必要と思われるが、他の民間の制度で代替できているような場合には、廃止も含めて検討する必要があると考える。</p> <p>また、市社協には、市から「民間社会福祉施設設備資金貸付事務費」として年間 52 万円が交付されていることも、この貸付制度の利用状況と合わせて検討することも必要であり、また、前の項の「保健-イ⑤【社会福祉協議会運営貸付金】本貸付金の廃止を含めた見直しについて」でも述べたとおり、必要性について検討するとともに、市社協には更なる自立化を促すことが望まれる。</p>	<p>(いのちをつなぐネットワーク推進課)</p> <p>平成 25 年度に新規貸付は無かったが、平成 21～24 年度の 4 年間で 12 件 158,000 千円の貸付実績がある。また、26 年 5 月現在、2 件 32,000 千円の申込みがあり審査待ちの状況であることから、制度利用のニーズはあると考えている。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>保健-エ①</p> <p><u>【福祉金庫貸付金】要綱等の作成・整備について</u></p> <p>市から市社協への貸付は、契約書によって行われているものの、市側で要綱等は存在しない。市が主体となった要綱等を作成することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>市社協（区社教）から対象者への貸付は、福祉金庫資金貸付規程（昭和42年9月1日制定）に基づき行われている。ただし、市から市社協への貸付は、契約書によって行われているものの、市側で要綱等は存在しない。制度創設の経緯も明確でないため、回収の実効性を高める責任の所在など、市が市社協に対してどこまで関与すべきかが明確になっていない。したがって、市が主体となった要綱等を作成することが望まれる。</p>	<p>（いのちをつなぐネットワーク推進課）</p> <p>平成26年度中を目途に、貸付金の回収及び債権整理方法の見直しについて、検討を行うこととしており、その結果をふまえ、要綱を作成する。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>保健-エ②</p> <p><u>【福祉金庫貸付金】貸付金残高の開示の必要性について</u></p> <p>市社協への貸付は単年度で返済と貸出を繰り返しているが、市社協に返済原資がなく、実質的には年度末に返済されているとは言えないため、実態開示の観点から、貸付金残高として表示されることが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>市社協への貸付は契約書に基づき、単年度の返済契約を締結することによって行われている。しかし、市社協からは最終的に個人に貸付が行われており、返済原資がないため、市からの新年度の貸付金の実行後に遅延利息を支払い返済している。しかし、実質的には貸付金が返済されているとは言えないため、貸付金残高として適切に表示されることが望まれる。</p>	<p>(いのちをつなぐネットワーク推進課)</p> <p>これまでの経緯や実態等をふまえ、長期の貸付金とすることについて検討を進めるとともに、貸付金の回収及び債権整理の方法について、見直しを検討してまいりたい。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>保健-エ③</p> <p><u>【福祉金庫貸付金】出納整理期間を利用しての入出金について</u></p> <p>本貸付金は、年度末の残高はゼロとなっている。しかし、実態は回収されているとは言えず、出納整理期間があることにより、そうした処理が可能となっているものであり、実態に即した処理をする必要がある。</p> <p><内容></p> <p>市社協からの毎年度末の貸付金の返済は、翌年度の貸付を市が行った後に、前年度の貸付金の返済がなされている。すなわち、年度末である3月末には行われていない。</p> <p>市の場合、3月末までに債権債務が確定し、例えば、平成24年度の歳入、歳出として扱われるものの入出金が4月以降5月までになされる場合に、企業会計のように未収金や未払金を計上しないが、5月末の出納閉鎖時までに入出金が行なわれたもののうち平成24年度に帰属するものは、平成24年度分として会計の処理がされる。いわゆる出納整理期間である。</p> <p>実態として長期の貸付であることから、年度末にその残高相当額を3月末に返済することはできないので、新年度の4月初めに貸付をし、これをもとに4月に返済を受けている。しかし、出納整理期間での取扱いから、本貸付金は年度末に回収されたことになり、貸付金残高はゼロとなっているが、実際は回収されて</p>	<p>(いのちをつなぐネットワーク推進課)</p> <p>平成26年度分から、銀行からの短期借入等により、契約書どおり3月末までに返済するよう市社協と協議・調整を行っている。</p>

いない。

したがって、貸付金残高として適切に開示することが必要であると考えますが、出納整理期間の処理のあり方としては、本来のあり方ではないと考える。

監査の結果（意見）	措置状況
<p>保健-エ④</p> <p><u>【福祉金庫貸付金】本貸付金の廃止を含めた見直しについて</u></p> <p>本貸付金は、平成 22 年度以降新規貸付けはなく、回収も少額、残高も少なく、履行延期特約及び免除のための事務手続に終始している状況にある。全く利用者がいない制度上の原因調査等を含め、市が直接事務を行うことがより効率的、経済的か、あるいは、制度の廃止も含めて検討することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>現状では平成 22 年度以降は新規の貸付はなく、回収も年間数十万円、残高も少なく、履行延期特約及び免除の処理を行うための事務手続に終始している状況にある。利用者が何故全くないのか制度上の問題など原因を調査し制度の在り方を検討する必要がある。</p> <p>これらを総合的に考慮すれば、市が直接、事務を行うことが効率的、経済的であるかどうか、あるいは、制度の廃止も含めて検討することが望まれる。</p>	<p>(いのちをつなぐネットワーク推進課)</p> <p>本貸付金は同種の貸付を行っている市社協において実施することが効率的であるとの判断から、市が原資を貸付け、市社協において貸付業務を行うこととしたものである。</p> <p>貸付対象が低所得世帯であるため、現実問題として債権回収の困難性から、他都市においても貸付金の回収、債権の整理が課題となっている。</p> <p>今後、その対応について見直しを検討してまいりたい。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>保健-オ①</p> <p><u>【生活改善等資金貸付金】要綱等の作成・整備について</u></p> <p>市から市社協への貸付は、契約書によって行われているものの、市側で要綱等は存在しない。市が主体となった要綱等を作成することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>市社協（区社協）から対象者への貸付は、生活改善等資金貸付規程（昭和 48 年 9 月 1 日制定）に基づき行われている。ただし、市から市社協への貸付は、契約書によって行われているものの、市側で要綱等は存在しない。制度創設の経緯も明確でないため、回収の実効性を高める責任の所在など、市が市社協に対してどこまで関与すべきかが明確になっていない。</p> <p>したがって、市が主体となった要綱等を作成することが望まれる。</p>	<p>（いのちをつなぐネットワーク推進課）</p> <p>平成 26 年度中を目途に、貸付金の回収及び債権整理方法の見直しについて、検討を行うこととしており、その結果をふまえ、要綱を作成する。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>保健-オ②</p> <p><u>【生活改善等資金貸付金】貸付金残高の開示の必要性について</u></p> <p>市社協への貸付は単年度で返済と貸出を繰り返しているが、市社協に返済原資がなく、実質的には年度末に返済されているとは言えないため、実態開示の観点から、貸付金残高として開示されることが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>市社協への貸付は契約書に基づき、単年度の返済契約を締結することによって行われている。しかしながら市社協からは最終的に個人に貸付が行われており、返済原資がないため、市からの新年度の貸付金の実行後に遅延利息を支払い返済している。市は出納整理期間で返済処理を行っているため、年度末に貸付金の残高はゼロとなる。しかしながら、実質的には貸付金が返済されておらず、実態に合わせて貸付金残高として開示する必要があると考える。</p>	<p>(いのちをつなぐネットワーク推進課)</p> <p>これまでの経緯や実態等をふまえ、長期の貸付金とすることについて検討を進めるとともに、債権の整理方法について、見直しを検討してまいりたい。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>保健-オ③</p> <p><u>【生活改善等資金貸付金】出納整理期間</u> <u>間を利用していた入出金について</u></p> <p>貸付金は、年度末の残高はゼロとなっている。しかし、実態は回収されているとは言えず、出納整理期間があることにより、そうした処理が可能となっているものであり、実態に即した処理をする必要がある。</p> <p><内容></p> <p>市社協からの毎年度末の貸付金の返済は、翌年度の貸付を市が行った後に、前年度の貸付金の返済がなされている。すなわち、年度末である3月末には行われていない。</p> <p>市の場合、3月末までに債権債務が確定し、例えば、平成24年度の歳入、歳出として扱われるものの入出金が4月以降5月までになされる場合に、企業会計のように未収金や未払金を計上しないが、5月末の出納閉鎖時までに入出金が行なわれたもののうち平成24年度に帰属するものは、平成24年度分として会計の処理がされる。いわゆる出納整理期間である。</p> <p>実態として長期の貸付であることから、年度末にその残高相当額を3月末に返済することはできないので、新年度の4月初めに貸付をし、これをもとに4月に返済を受けている。しかし、出納整理期間での取扱いから、本貸付金は年度末に回収されたことになり、貸付金残高はゼロとなっているが、実際は回収されて</p>	<p>(いのちをつなぐネットワーク推進課)</p> <p>平成26年度分から、銀行からの短期借入等により、契約書どおり3月末までに返済するよう市社協と協議・調整を行っている。</p>

いない。

したがって、貸付金残高として適切に開示することが必要であると考えますが、出納整理期間の処理のあり方としては、本来のあり方ではないと考える。

監査の結果（意見）	措置状況
<p>保健-オ④</p> <p><u>【生活改善等資金貸付金】市社協を経由する本貸付金の見直しについて</u></p> <p>本貸付金は、回収も僅少であり、履行延期特約及び免除のための事務手続に終始している状況にある。また、市社協に対しては、この事務執行のための補助金が交付されていることを考慮すれば、市が直接事務を行うことがより効率的、経済的であると考えられる。</p> <p>したがって、今後は、市への回収業務の移管を含めた見直しを検討することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>現状では新規の貸付はなく、回収も年間 10 万円未満と僅少であり、履行延期特約及び免除の処理を行うための事務手続に終始している状況にあり、また、市社協に対しては、この事務執行のための補助金が別途交付されていることを考慮すれば、市が直接回収事務を行った方が効率的、経済的であると考えられる。</p> <p>したがって、今後は、市への回収業務の移管を含めた見直しを検討することが望まれる。</p>	<p>(いのちをつなぐネットワーク推進課)</p> <p>本貸付金は同種の貸付を行っている市社協において実施することが効率的であるとの判断から、市が原資を貸付け、市社協において貸付業務を行うこととしたものである。</p> <p>なお、本貸付に係る補助金は、債権管理に係る事務費等であり、市が直接事務を行っても必要な経費である。</p> <p>今後、債権の整理方法について、見直しを検討してまいりたい。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>保健一カ①</p> <p><u>【社会福祉協議会貸付金】貸付契約及び貸付事業実施方法の見直しについて</u></p> <p>本貸付事業は、市社協との契約により市から市社協に貸付けているものであるが、実態としては市（区）が直接申請者等に貸付を実施している状況と同じである。申請者等への貸付事業について、事務手続の効率化及び貸付業務の実効性に鑑みて、契約上も市社協を経由させず、貸付業務等を市（区）が直接行う方法で実施することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>市と市社協との間で貸付契約が締結されるものの、貸付業務等については区社協から区保護課へ委嘱されることから、結果的に市（区）が直接、貸付業務等を実施している。また、実際には資金は市社協を経由することなく区保護課に交付されており、市社協を経緯する契約上（書類上）の流れと実際の資金の流れが相違している。</p> <p>このような状況からすると、本貸付事業に市社協及び区社協が関与している利点はないと思われる。</p> <p>さらに、本貸付契約について、平成5年度より貸付金の限度額300万円で契約していたが、過去5年間だけみても調定額は1,000万円前後で推移しており、申請件数の増加に伴い貸付金額の増額が必要な状況となっていた。しかし、契約額の変更は平成23年度までなされず、平成24年度になってはじめて契約上の</p>	<p>（保護課）</p> <p>市直営化にした場合、どのような課題・問題点（事務量の増大等）が生じるか、すでに直営化に移行している他都市（神戸市等）にヒアリングを行い、また実務に携わる各区保護課とも協議を行っているところである。</p> <p>また、直営化以外にも、現在、各区保護課長名義の通帳にて資金運用がなされているのを、各区社会福祉協議会名義の通帳にて資金運用を行い、その通帳を各区社会福祉協議会からの委嘱を受けて各区保護課にて管理する等、書類上の流れと整合性のとれる事務処理の方法について検討中である。</p>

限度額が予算額に合わせ1,000万円に変更された。

契約上の限度額が300万円であったにも関わらず、予算額が1,000万円の貸付事業が平成23年度まで実施可能であった理由は、平成24年4月1日付起案文書より引用すれば、次のようである。

「本来、貸付資金の増額に伴い、市と市社協は増額した金額に変更して契約を締結しなければならないが、貸付契約は増額変更されないままでも実際の資金は保健福祉局保護課から各区保護課に対して増額に応じた令達があったため、各区保護課はその金額に応じた覚書を結んでいた。」

すなわち、これは市社協との契約如何に関わらず、市から区への直接資金を交付することにより事業が実施可能であったことの証左でもある。

したがって、申請者等への貸付事業について、事務手続きの効率化及び貸付業務の実効性に鑑みて、契約上も市社協を経由させず、貸付業務等を市(区)が直接行う方法で実施することが望まれる。

監査の結果（意見）	措置状況
<p>保健一キ①</p> <p><u>【生活保護返還金】福祉事務所における人員体制の強化について</u></p> <p>生活保護返還金の未収金額は年々増加する一方であるが、債権管理に係る職員数は横ばいであり追いついていない状況にある。これを改善するため、債権管理に係る職員数の増加等の徴収人員体制の強化が望まれる。あわせて、滞納原因である「生活困窮」を改善し、未収金を減少させるために、引き続きケースワーカーの増員も含めた就労支援体制の強化が望まれる。</p> <p><内容></p> <p>平成 24 年度における未収金残高は 3 億円強であり、その滞納理由別の内訳をみると、「生活困窮」を理由とする滞納が 2 億円強（66%）と最も多くなっている。</p> <p>返還金の徴収に係る体制としては、未収金件数が平成 20 年度から平成 24 年度にかけて約 2 倍になるなど、著しく増加している一方で、債権管理に係る職員数は横ばいであり、その結果、職員一人当たりの件数は大幅に増加している。債権管理に係る人員体制の強化が追いついていない状況にある。</p> <p>平成 24 年度における未収金額は 3 億円強と多額であり、年々増加している状況にあるため、費用対効果の考慮も必要ではあるが返還金の債権管理に係る人員体制をより強化し、未収金の減少に努めることが望まれる。</p>	<p>（保護課）</p> <p>ケースワーカーの増員・債権管理に携わる管理係職員の増員（徴収体制の強化）については、今後とも人事当局に要望するとともに、就労支援については引き続き体制強化を図っていく。</p>

また、未収金のうち約 66%が生活困窮を理由としたものであり、単に徴収体制を強化したとしても、就職状況や生活状況が改善しなければ、当然生活困窮を原因とする滞納額は減少しないものと思われる。

平成 20 年秋以降の急激な国内景気・雇用情勢の悪化に伴い、生活保護の受給世帯数は増加しているが、それに対応してケースワーカーの人員数も平成 20 年から平成 24 年にかけて 135 名から 224 名へと 89 名増加している。その結果、ケースワーカー 1 人当たり受給世帯数は若干減少している状況にあり、改善している。さらに、就労支援をより一層充実・強化するための取組としては、例えば平成 22 年度に就労指導を専任で行うケースワーカーを配置するなど業務体制の見直しを実施している。

それでもなお、ケースワーカー 1 人当たり受給世帯数が 81 世帯と、1 人で多くの世帯を担当している現状を考慮し、未収金の主な発生原因である生活困窮を改善するために、就労支援については、これまでに引き続き、さらなる体制強化が望まれる。

監査の結果（意見）	措置状況
<p>保健一ク①</p> <p><u>【若年者専修学校等技能習得資金貸付金】他部署との連携について</u></p> <p>本貸付金は、保健福祉局人権文化推進課の所管となっているが、同課は人権啓発を主として行っている部署であり、債権管理に精通している担当者はおらず、より踏み込んだ回収手続は実施されていない。</p> <p>利用者の利便性を高め、回収実績をあげるためにも、類似の貸付及び回収を担当している他部署との連携強化策、さらには、担当部署そのものを類似の貸付制度を行っている部署に移管統合することも含め検討することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>本貸付金は、保健福祉局人権文化推進課の所管となっているが、同課の担当している事務分掌は次のとおりであり、主として人権にかかる相談や人権啓発にかかる業務を担当し、通常は債権管理業務とは異なる業務を行っている部署である。</p> <p>企画調整係：人権行政に係る総合的な企画及び調整、北九州市人権施策審議会、北九州市人権施策推進本部、人権啓発に係る関係機関及び団体との連絡調整、人権に係る情報の収集及び発信、人権に係る相談等</p> <p>啓発推進係：人権啓発に係る市民運動の推進・教材等・指導者の育成、北九州市人権問題啓発推進協議会等</p> <p>人権文化推進課には、債権管理に精通</p>	<p>(人権文化推進課)</p> <p>他の奨学金等を担当している部署への移管統合の検討を含め、関係部署と協議し、連携を強化したい。</p>

している担当者はおらず、県の処理手引に基づき滞納管理は行われているものの、滞納者への電話や面談など回収率を高める施策は、現状では実施されていない。

また、類似の制度としては子ども家庭局の母子寡婦福祉貸付金、教育委員会の各種奨学金などがある。担当課では、利用希望者に対する他制度の紹介及び、債権回収に関する情報交換などの教育委員会との連携・相談などは行っているが、子ども家庭局との連携はとられていない。

したがって、利用者の利便性を高め、回収実績をあげるためにも、類似の貸付及び回収を担当している他部署との連携強化策、あるいは、担当部署そのものを類似の貸付制度を行っている部署に移管統合することも含め検討することが望まれる。

監査の結果（意見）	措置状況
<p>保健一ク②</p> <p><u>【若年者専修学校等技能習得資金貸付金】不納欠損処理について</u></p> <p>本貸付金については、制度創設以来、一度も不納欠損処理は行われていない。</p> <p>今後は、債権管理に関する条例を制定する、あるいは一定の基準を設け議会の議決を経るなどして不納欠損処理が可能なものは、不納欠損処理することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>本貸付金については、制度創設以来10年余りであり、一度も不納欠損処理は行われていない。</p> <p>回収事務は、「若年者専修学校等技能習得資金貸与事業債権管理事務処理の手引」（福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課）に基づき行われているが、同手引にも不納欠損についてはふれられていない。</p> <p>過年度調定分の回収率が1.6%と低調であり、時効の援用を行えば債権が消滅する期間が経過してくることが予想される。</p> <p>今後、債務者が時効の援用を行わないと債権が消滅しないとしても、例えば時効の援用を行えば債権が消滅する期間が経過している場合や滞納整理と費用対効果などの面から、明らかに回収が不能と認められる場合には、債権管理に関する条例を制定する、あるいは一定の基準を設け議会の議決を経るなどして不納欠損処理することが望まれる。</p>	<p>（人権文化推進課）</p> <p>福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金交付要綱に基づき、福岡県からの補助金により実施しているため、不納欠損処理について、県内他市町村等の状況を参考にして、県と協議していきたい。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>保健一ク③</p> <p><u>【若年者専修学校等技能習得資金貸付金】滞納整理の記録について</u></p> <p>滞納管理カードへの督促や連絡などの指導記録には、その都度、正確な実施日と内容を記載することが必要である。</p> <p>＜内容＞</p> <p>現任担当者以前の過年度の滞納管理カードへの督促や連絡などの指導記録には、実施した日付ではなく、〇月から〇月と期間での記載が散見された。</p> <p>過年度は、指導記録をまとめて債権管理カードに記載していた模様であるが、督促や連絡などの指導記録は、その後の回収活動に必要な情報であり、時効処理や不納欠損の場合の証拠書類として重要なものとなる。</p> <p>したがって、正確な実施日と内容を記載することが必要である。</p>	<p>（人権文化推進課）</p> <p>過年度の滞納管理カードには、指摘どおりの記載が見受けられたが、現在は、正確な実施日と内容を記載している。</p>

ウ 子ども家庭局

監査の結果（意見）	措置状況
<p>子ども-ア①</p> <p>【母子福祉貸付金／寡婦福祉貸付金】</p> <p><u>滞納者の回収可能性の評価について</u></p> <p>過年度分の未収金につき、より実効性の高い形で回収事務にあたるため、未納者の状況等を考慮して回収可能性の良否でランク別に分類し、その性質や状況に応じた事務手続を実行することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>本未収金については、残高が6億円前後で推移しており高額である。また、現年度の未収金回収率は87%台で堅調である一方で、過年度分の未収金回収率は10%を割り込む水準となっている。したがって、全体の回収率をより上昇させるためには、過年度分の未収金につき、より実効性の高い形で回収事務にあたる必要がある。</p> <p>未収金の回収の実行性を高めるため、未納者の状況等を考慮して回収可能性の良否でランク別に分類し、その性質や状況に応じた事務手続を実行することが望まれる。</p>	<p>(子育て支援課)</p> <p>当初、平成26年3月からの実施を予定していたが、ランクの定義の条件設定が難航し、実施にいたっていない。</p> <p>平成26年8月中に分類を行い、9月からの実施を目指す。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>子ども-ア②</p> <p>【母子福祉貸付金／寡婦福祉貸付金】</p> <p><u>保証人への通知について</u></p> <p>保証人が必要な場合には、貸付申請時に面談を行って自署と実印による押印を入手しているが、その後、債権回収が滞る前に通知等を行う機会は設けられていない。</p> <p>償還開始時などに、保証人への通知の機会を設けることが望ましいと考える。</p> <p>〈内容〉</p> <p>現在、市では貸付申請時に借受人、連帯借受人だけでなく、保証人が必要な場合には面談を行い、「母子・寡婦福祉資金借用書」に自署と実印による押印を入手するとともに、「母子寡婦福祉資金貸付金連帯保証人について（兼誓約書）」において、連帯保証人の意味と連帯保証債務の範囲、請求が来る場合などを記載した内容を誓約させるため保証人から自筆署名を入手している。</p> <p>しかしながら、修学資金などは据置期間（在学中とその後6か月）が長いため、実際に滞納が発生した場合、保証人と認識の違いによるトラブルが発生する場合がある。市は、独自に法律上保証人が不要な場合でも、保証人をつけるなど債権保全の策を講じている。したがって、実効性をより高めるためにも、当初の貸付申請後も、保証人への通知の機会を設けることが望ましいと考える。</p> <p>現在、修学資金等継続時に、継続資金貸付申請書を徴取する際、借受人や連帯</p>	<p>（子育て支援課）</p> <p>平成26年度から、償還開始通知を連帯借主・保証人に対しても送付を行っている。</p>

借受人については、面談によって話の中で生活の状況は確認しているため、その際に保証人にも面談することが望ましいが、少なくとも償還開始時などのタイミングで保証人へ通知することが望まれる。

監査の結果（意見）	措置状況
<p>子ども-ア③</p> <p>【母子福祉貸付金／寡婦福祉貸付金】</p> <p><u>分納申請書の保証人の記載について</u></p> <p>滞納金について分納で返還する場合には「納付誓約書 分納申請書」に借受人及び保証人が記名押印することになっているが、保証人欄の記入がないものがあった。そのような場合にも理由を付記したうえで承認をとることが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>滞納金について分納で返還する場合には「納付誓約書 分納申請書」に借受人及び保証人が記名押印することになっているが、保証人欄の記入がないものがあった。返済期間も変わり当初の契約変更と考えられるため、改めて保証人の合意が必要と考えられる。個別の事情があり保証人から記名押印してもらえなかったということであるが、そのような場合にも理由を付記したうえで承認をとることが望まれる。また保証人が死亡した場合、新たな保証人を立てる必要があるが、保証人が立てられていない場合もあるとのことである。上記と同様理由等の記載が必要と考える。</p>	<p>(子育て支援課)</p> <p>平成26年7月から「納付誓約書 分納申請書」に連帯保証人の記名押印がやむを得ずとれない場合、その理由を記載している。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>子ども-ア④</p> <p>【母子福祉貸付金／寡婦福祉貸付金】</p> <p><u>不納欠損処理について</u></p> <p>本貸付金については、近年、不納欠損処理は行われていない。債権管理に関する条例を制定する、あるいは一定の基準を設け議会の議決を経るなどして不納欠損処理することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>本貸付金については、近年、不納欠損処理は行われていない。福祉目的の要素が強く、回収が滞る確率も相対的に高い状況になっている。実際に母子寡婦含め合計で 148,212 千円が調定年度から 10 年を超えて収入未済になっている。しかしながら債権が事実上回収できない状況にあるにもかかわらず、債権として残っており滞納整理をし続ける必要があるとするのは費用対効果の面から望ましいとは言えない。</p> <p>債務者が時効の援用を行わないと債権が消滅しないとしても、例えば時効の援用を行えば債権が消滅する期間が経過している場合など、明らかに回収が不能と認められる場合には、債権管理に関する条例を制定する、あるいは一定の基準を設け議会の議決を経るなどして不納欠損処理することが望まれる。</p>	<p>(子育て支援課)</p> <p>債権放棄の規定は、市民の理解が得られる基準が必要であり、公平・公正な基準を設けるための研究を進める必要がある。</p> <p>そのために、北九州市債権回収対策本部を構成する各債権所管課の係長（実務者クラス）によるワーキンググループに参加し、平成 26 年 8 月から検討を始めることとする。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>子ども-ア⑤</p> <p>【母子福祉貸付金／寡婦福祉貸付金】</p> <p><u>本庁と区役所の債権管理に係る業務及び責任の明確化について</u></p> <p>債権管理は本庁と区役所で分担して行われているが、業務の重複あるいは漏れが生じる可能性がある。ルールを明確にして、業務の範囲及び責任の所在を明確にすることが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>原則として、初期滞納及び長期滞納分については、本庁で債権管理を行い、それ以外の債権については、区役所において債権管理が行われている。新システムが導入される以前は、本庁から区役所に対して債権管理簿が送付され、それに基づき区役所側で債権管理をおこなっていたが、新システム導入後は、物理的な紙ではなくシステム上において本庁対応か区対応かを区分できるようになっている。</p> <p>ただし、いつどの時点で区分が変わるのかは明確に把握できず、誰が責任を有しているかが明確でなく、業務の重複あるいは漏れが生じる可能性や業務の範囲があいまいになる可能性がある。</p> <p>したがって、業務分担の基準を作成し、業務の範囲及び責任の所在を明確にすることが望まれる。</p>	<p>(子育て支援課)</p> <p>滞納を開始して1～5年経過している者を区役所の担当、6年以上経過している者を本庁担当とする。</p> <p>初期滞納（1年未満）については、本庁で対応し、その年度の出納閉鎖後に債権管理を各区役所へ引き継ぐ。</p> <p>なお、滞納者の管理区分については、システム上で本庁対応か区役所対応かを区分し、管理を明確化する。</p> <p>平成26年度中に着手し、平成27年度当初に整理された状態を目指す。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>子ども-イ①</p> <p><u>【児童扶養手当返還金】不正受給者に対する強制徴収について</u></p> <p>市のマニュアルでは、不正受給者に対する手順が明記されていないため、不正受給者に対しても強制徴収は行われていない。不正受給者に対する児童扶養手当返還金については、状況に応じて強制徴収を行うことも検討する必要があると考える。</p> <p><内容></p> <p>児童扶養手当法第 23 条によれば、不正受給者に対しては、国税徴収の例により徴収できると規定している。これによれば、不正受給者に対する児童扶養手当返還金については、強制徴収を行うことができる。</p> <p>しかし、市のマニュアルでは、不正受給者に対する手順が明記されていないため、不正受給者に対しても強制徴収の手順は行われていない。</p> <p>児童扶養手当は一人親世帯が対象であるが、受給資格を継続して有しているかについては、年 1 回の確認のみであり、その資格喪失を市が適時に把握することが難しい。また、受給資格を喪失したことや手当額の改定事由に該当することを受給者が知っていたかを市が判断することも困難な面がある。</p> <p>しかし、知っていたにもかかわらず届出をしなかったことを本人が認めている場合や、状況から明らかに知っていたと認められる場合には、その不正受給者</p>	<p>(子育て支援課)</p> <p>偽りその他不正な手段により手当の支給を受けた者については、「児童扶養手当第 23 条に規定する不正受給者の具体例について」（昭和 37 年 5 月 7 日 児企第 89 号）に基づき、国税徴収の例によって強制徴収することが出来る旨を、平成 26 年 5 月に本市の事務処理マニュアルに追加記載した。</p>

には公平性の観点から、強制徴収等の厳格な対応が求められると考える。

したがって、児童扶養手当の不正受給者については、状況に応じた一定の基準に基づき強制徴収等を行うことを可能とすることをマニュアルにも反映させ、状況に応じて強制徴収等を行うことも検討する必要があると考える。

監査の結果（意見）	措置状況
<p>子ども-ウ①</p> <p>【児童養護施設等措置費用負担金】要綱等の作成・整備について</p> <p>本未収金について、債権回収や滞納整理等を定めた要綱等が作成されていない。本未収金は、児童養護施設等の措置費用を利用者が負担する未納分であるため、公正を期する必要性が高く、要綱等を定め一律の取扱いを図る必要がある。したがって、本未収金について、要綱等を作成することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>本未収金について、債権回収や滞納整理等を定めた要綱等が作成されていない。システム入力の手順書はあるが、これは債権回収や滞納整理項目の入力に関する手順であり、債権回収、滞納整理等に関する要綱等とは言えない。</p> <p>要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取扱いの基準を定めるものである。</p> <p>実際、取扱いが明確でなく新たな事案などがある場合には、類似する業務を行っている子ども家庭局子育て支援課にその都度、相談している状況である。</p> <p>本未収金は、児童養護施設等の措置費用を利用者が負担するものの未納分であるため、公正を期する必要性が高く、要綱等を定め一律の取扱いを図るべきである。</p> <p>したがって、本未収金について、要綱等を作成することが望まれる。</p>	<p>(子ども総合センター)</p> <p>未収金について、より公正を期するよう、監査人の意見をふまえ、債権回収や滞納整理等を定めた要綱等を作成し、一律の取扱いを図りたい。</p> <p>(平成27年4月1日施行予定)</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>子ども-ウ②</p> <p><u>【児童養護施設等措置費用負担金】滞納整理の記録について</u></p> <p>子ども総合センターで滞納整理を行っているが、滞納整理票に督促状の送付記録が記載されているだけであり、滞納者との交渉記録が記載されていない。交渉過程を記録し、債権回収に活かすためにも、その都度交渉内容を具体的に記録することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>子ども総合センターで児童養護施設措置費用負担金の未収金についての滞納整理を行っているが、滞納整理票には督促状が毎月送られている事実が記載されているだけであり、滞納者との交渉記録が滞納整理票に記載されず、交渉過程が不明である。</p> <p>担当者が異動になる可能性もあり、事跡を残さなければ経緯を知ることができず、債権回収や滞納整理に影響を与えることが考えられる。</p> <p>したがって、滞納者との交渉記録について、その都度、交渉内容を滞納整理票に具体的に記載することが望まれる。</p>	<p>(子ども総合センター)</p> <p>債権回収や滞納整理に活かすため、監査人の意見を踏まえ、その都度の交渉内容を滞納整理票に具体的に記録していくと共に、担当者の人事異動の際も漏れなく後任者に引き継げるようにする。</p> <p>(平成26年度中対応予定)</p>

エ 産業経済局

監査の結果（意見）	措置状況
<p>産業-ア①</p> <p><u>【九州労働金庫貸付金】本貸付金の廃止を含めた見直しについて</u></p> <p>九州労働金庫は、1兆円を超える総資産を有している。その資産規模から考えると、市による毎年度3億円という本貸付金の必要性は必ずしも認められない。市は本貸付金の必要性を十分に検討し、必要性がないと判断すれば廃止を検討することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>本貸付金は、労働金庫の要請に応じて市が貸付を行っているものである。ただし、平成2年度からは毎年度3億円の貸付が続いており、同庫の財務内容等を勘案した貸付は行われていない。</p> <p>同庫の平成24年度末の総資産1兆8,052億円のうち、現金が203億円、預け金が5,573億円の資産を有しており、資金調達に支障をきたす状況にはないが、一方で、市の貸付額は3億円である。同庫の資産規模から考えて、仮に本貸付金がなくても、同庫に与える影響は小さく、労働者に対する融資業務に影響を及ぼすような事態は考えられない。また、厳しい財政の中、市の予算配分の観点からも、同庫への貸付の必要はないものと考えられる。</p> <p>したがって、本貸付金については、その廃止を検討することが望まれる。</p>	<p>(雇用政策課)</p> <p>監査の意見を踏まえ、これまでの経緯・背景や、貸付金の使途、他都市の状況、貸付金を廃止・減額した場合の本市労働行政への影響等を勘案して、当該団体と貸付金のあり方について協議を進めていきたい。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>産業-イ①</p> <p><u>【北九州総合労働会館貸付金】貸付金の資金使途等の確認について</u></p> <p>本貸付金は、「運営資金」を使途とする貸付金であるが、総合労働会館の決算書では「預託金」として計上されており不自然である。その理由及び資金使途について、市は詳細な確認をしていなかった。契約の適切な履行確認のため、市は資金使途の状況を詳細に確認すべきである。</p> <p><内容></p> <p>本貸付金の資金使途は、契約書により、総合労働会館の「運営資金」のみに限定されている。また、総合労働会館の決算書を見ると、本貸付金は、借入金ではなく、「預託金」として計上されている。</p> <p>本来、運営資金のための貸付金であれば、借受人側では「借入金」として計上するのが通例であるが、預託金として計上されているのは不自然であるため、その理由を市にヒアリングしたところ、明確な回答は得られなかった。</p> <p>また、預託金として計上されている実態から、総合労働会館においてその資金使途について誤った認識をしていないかどうか、市は確認する必要がある。しかし、市では資金使途に関する詳細な情報を入手していなかった。</p> <p>契約書には、運営資金以外の用途に使用した場合は、催告することなく契約を解除し、市が総合労働会館に貸付金の全</p>	<p>(雇用政策課)</p> <p>本貸付金は当該団体の運営のための資金繰りのほか、施設老朽化への緊急対応等に備える運転資金として活用しているものである。</p> <p>これまで財務諸表上「預託金」として計上されてきたのは、金融機関からの借入れと区分することを目的とするためのものであるが、今後は、監査の意見を踏まえ、「借入金」として計上するよう指導していきたい。</p> <p>また、貸付金の使途の詳細な状況を把握するため、貸付時に、慎重かつ確実な審査を行うよう努めたい。</p>

部または一部をただちに償還するよう請求することができる旨、明記されている。

貸付先において契約が適切に履行されているかどうかを適切に監視し、運営資金以外の用途に使用することを未然に防止するために、市は資金使途の状況を詳細に確認すべきである。

監査の結果（意見）	措置状況
<p>産業-イ② <u>【北九州総合労働会館貸付金】無利息貸付について</u></p> <p>本貸付金について、無利息で貸付が行われている。運営資金に関する貸付金である以上、適切な利息を付すことが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>本貸付金については総合労働会館に対して、無利息で貸付が行われている。無利息で行われる貸付は、事実上の利子補給であり、その目的は福祉目的であることなど、公共性が強く求められるものと考えられる。</p> <p>本貸付金は総合労働会館の運営資金に対する貸付金であり、他の制度や貸付先等との公平性などから考えると、適切な利息を付すことが望まれる。</p>	<p>(雇用政策課)</p> <p>産業-イ③の当会館への貸付金のあり方を検討する中で対応していきたい。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>産業-イ③</p> <p><u>【北九州総合労働会館貸付金】本貸付金の廃止を含めた見直しについて</u></p> <p>総合労働会館の収支の状況等から考えて、毎年度一定金額の貸付及び償還を繰り返している本貸付金の必要性は必ずしも認められない。市は本貸付金の必要性を十分に検討し、必要性がないと判断すれば廃止すべきである。貸付の必要性があると判断した場合でも、長期間にわたり同額を貸付けている実態を鑑みて、長期返済スケジュールを明確にしたうえで、当該スケジュールに沿った償還を実行すべきである。</p> <p><内容></p> <p>貸付先である総合労働会館の収支の状況を見ると、収入も支出も月単位で処理するものが多く、人件費も役員報酬を含めて年間約 20 百万円で、賞与のための資金が多額に必要という状況にはないため、その月の収入でその月の費用がおおむね賄える状況であると考えられる。</p> <p>正味財産増減額の状況を見ると、マイナス 8～9 百万円で推移しているものの、減価償却費の影響を除くとプラス 5～7 百万円で推移しており、資金繰りに窮する状況は見受けられない。</p> <p>また、市からの貸付（総合労働会館側では預託金の受け入れ）以外には、借入金には存在しない。</p> <p>さらには、総合労働会館において本貸付金が預託金として計上されている状</p>	<p>（雇用政策課）</p> <p>監査の意見を踏まえ、これまでの経緯・背景や、貸付金の使途、貸付金を廃止・減額した場合の本市労働行政への影響等を勘案して、当該団体と貸付金のあり方について協議を進めていきたい。</p>

況からは、「市から（単に）預かっている資金」との認識が推測されるが、そのことについて市からは具体的な反証はなかった。

以上の状況から考えて、毎年度一定金額の貸付及び償還を繰り返している本貸付金の必要性は必ずしも認められない。

したがって、市は本貸付金の必要性を十分に検討し、必要性がないと判断すれば廃止すべきである。また、貸付の必要性があると判断した場合でも、長期間にわたり同額を貸付けている実態を鑑みて、長期返済スケジュールを明確にしたうえで、当該スケジュールに沿った償還を実行すべきである。

監査の結果（意見）	措置状況
<p>産業－ウ①</p> <p><u>【助成金返還金】相手先の経営状況等の評価と継続的なモニタリングについて</u></p> <p>本債権は長期間にわたって返還されることになっているため、回収可能性の評価と継続的なモニタリングが重要となるが、十分に行われているとは言い難い。A組合の経営状況の把握や経営計画と実績の分析等を具体的に実施することが必要である。なお、返還の原資はA組合の建物の賃貸先からの賃貸収入であるため、A組合の経営状況把握の一環として可能な限り、その賃貸先の経営状況を把握することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>本債権は、30年を超える長期間にわたって返還されることになっているため、相手先であるA組合の財務状況・収益状況などを基に回収可能性の評価と継続的なモニタリングが重要となるが、これらが十分な程度に行われているとは言い難い。</p> <p>現在までのところ、A組合からの返済は行われているものの、A組合の経営状況を年次又は必要に応じて月次で把握するとともに、A組合が作成した経営計画については、毎年度、計画と実績の分析を行い、具体的に評価検討し、記録する必要がある。また、これらのモニタリングを通じて、例えば、計画と実績が乖離しているような場合には、適時にA組合に対して計画の見直し等を求めるこ</p>	<p>(商業振興課)</p> <p>平成26年7月からA組合に対しては、聞き取り調査を行うとともに、必要に応じて会計書類等の提出を求め、また、建物の賃貸先に対しては、信用調査会社の企業データベース等を利用して情報収集を行うことで経営状況を把握する。</p>

とも必要である。

なお、本債権の返済原資は、補助金を受けて建てられた建物の賃貸収入であり、本債権の回収可能性は、当該建物の賃貸先の経営状況に影響をうけるため、可能な限り、A組合の経営状況の把握の一環として、建物の賃貸先の経営状況についても把握することが望まれる。

監査の結果（意見）	措置状況
<p>産業－エ①</p> <p><u>【北九州市国際物流特区企業集積特別助成金返還金】債権の将来の回収可能性の評価とモニタリングについて</u></p> <p>本債権は相手先の当期純損益金額が0円未満の場合はその年度の返還額が0円と算定され、当該年度は市に返還されないことになる。そのため本債権の所管部署は将来の経営計画を把握し、本債権の将来の回収可能性を評価する必要があるが、それを行っていなかった。本債権の早期回収のため、所管部署は経営計画等入手し、将来の回収可能性についての評価とモニタリングを実施することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>本債権の今後毎年度の返還額については、「平成20年度以降のひびきコンテナターミナル株式会社（以下「HCT」という。）の各事業年度における当期純利益の80%に相当する額に、7.12%を乗じた額」となっている。そのため、当期純損益金額が0円未満の場合は返還額が0円と算定され、赤字の場合には当該年度については市に返還されないこととなる。</p> <p>平成24年度末の本債権の残高は122,970千円となっているが、平成20年度から平成24年度までの返還額の平均は1,181千円であり、これを基に今後の返還年数を計算すると104年かかることになる。</p> <p>こうしたことから、当然に、HCTの</p>	<p>（企業立地支援課）</p> <p>監査の意見を踏まえ、今後はHCTを所管する港湾空港局港営課と連携して、HCTの中長期的な経営計画を把握し、債権回収の可能性の評価を実施していくこととする。</p>

現在及び過去の財政状態及び経営成績の把握はもちろん、将来の経営計画を把握し、本債権の将来の回収可能性を評価するとともに、返済スケジュールを具体的に立案することが、債権管理上必要となる。

しかし、本債権の所管部署である産業経済局企業立地支援課では、H C Tの株主総会資料は入手しているものの、将来の経営計画をはじめ、債権の将来の回収可能性を評価するに必要となる資料、返済計画表については入手されていない。

H C T自体の所管部署は港湾空港局港営課であり、当該所管部署ではH C Tの経営計画等を把握している。補助金を交付した本債権の所管部署である産業経済局企業立地支援課は、H C T自体の所管部署である港湾空港局港営課との連携を図り、本債権の将来の回収可能性に資する情報の入手及び将来の回収可能性の評価を実施し、成行きではなく、具体的な返済スケジュールを求めるとともに、早期回収のための経営改善等の協議とそのモニタリングを実施することが望まれる。

監査の結果（意見）	措置状況
<p>産業-オ①</p> <p><u>【施設使用料及び中央卸売市場雑入】</u> <u>要綱等の作成・整備について</u></p> <p>滞納整理に必要な滞納整理要綱が作成されていない。滞納整理要綱が作成されていなければ、督促、財産調査及び滞納整理の方法等が明確でないため、滞納者に対する効果的な指導及び適切な滞納整理等が実施できない。したがって、滞納整理要綱を作成することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>本未収金について、督促や財産調査の方法及び債務者への指導や強制退去処分といった滞納整理の具体的な進め方等を定めた滞納整理要綱が作成されていない。</p> <p>要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取扱いの基準を定めるものである。</p> <p>未収金は、本来市の歳入となるべき調定済みの金額が収入未済となったものであり、複数の対象者が存在することから、適切に納付した者と滞納した者との間の不公平、さらに、滞納者間での取扱いに差異による不公平が生じないよう、適切な回収活動を行う必要がある。</p> <p>従って、滞納整理要綱を定める必要がある。</p>	<p>(中央卸売市場)</p> <p>「北九州市中央卸売市場・公設地方卸売市場使用料の滞納に係る事務処理要綱」を定め、7月1日から施行した。</p> <p>それに先立ち、6月23日に開催された北九州市卸売市場協会（場内業者と開設者で組織している団体）の総会の席で要綱の内容を報告、説明した上で、同日付で、場内業者に文書で周知した。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>産業-オ②</p> <p>【施設使用料及び中央卸売市場雑入】</p> <p><u>使用許可を出す際の使用指定条件について</u></p> <p>市が使用許可を出す場合の使用指定条件に、施設使用料等を滞納した場合の取扱い等が示されていない。滞納に対する一定の抑止効果を期するため、また、将来使用者が使用料等を滞納した場合により円滑に滞納整理を実施するため、滞納整理要綱を整備することを前提に、使用指定条件において使用料等の滞納があった場合の取扱い等を具体的に明示することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>開設者である市から許可を受ける際、使用者は以下の使用条件を指定される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 使用施設の清掃並びに塵芥の搬出は使用者の負担において行うこと 2 軽易な補修に要する経緯費は使用者の負担とする。 3 使用施設を破損又は汚損したときは直ちに開設者に届出、使用者の負担において復旧することとする。 4 使用施設を第三者に使用させ又は指定（許可）目的以外に使用しないこと。 5 市長が市場施設の改修等を要すると認めるときは何時でも工事を施工するものとし、このため、使用者がやむを得ない損害を被ることがあっても市は賠償の責を負わないこととする。 6 市場施設に備付けの物品については、善良な管理をもって取り扱い、紛失 	<p>（中央卸売市場）</p> <p>「北九州市中央卸売市場・公設地方卸売市場使用料の滞納に係る事務処理要綱」を定め、平成26年7月1日から施行したことに伴い、使用指定（許可）書の中に、使用料を納入期限までに納入することと、滞納の場合の具体的措置を明記した。</p>

又は破損したときは、直ちに開設者に届出、弁償するものとする。

7 公用又は公共用に供するために必要が生じたとき又は指定（許可）の条件に違反する行為があると認めるときは指定（許可）を取り消すものとする。

8 使用指定（許可）後、申請者が虚偽の申請を行ったことが判明したとき（中略）は、市は使用指定（許可）を取り消すことができる。

9 前2項により指定（許可）を取り消した結果損失が生じても、市はその補償はしないものとする。

10 使用者は、防火責任者を選任し、自己の負担において（消火器等の）防火器材を整備すること。

これらの使用条件について、施設使用料等を滞納した場合の取扱い等は示されていない。

毎年数百万円程度の滞納が新規に発生している状況にあり、施設使用料等を滞納した場合の取扱い等について使用指定条件に明示することは、使用許可を受ける際に使用者が強く意識し、滞納に対する一定の抑止力を生み、将来、使用者が施設使用料等を滞納した場合には、よりスムーズに滞納整理が実施できると考えられる。

したがって、滞納整理要綱を整備することを前提に、使用指定条件に施設使用料等の滞納があった場合の取扱い等を具体的に明示することが望まれる。

オ 建築都市局

監査の結果（意見）	措置状況
<p>建築-ア①</p> <p><u>【福岡北九州高速道路公社貸付金】経営計画の適時な検証と市の積極的な関与の必要性について</u></p> <p>経営改善資金に係る貸付金については、償還期限及び償還方法は「料金徴収期間終了時に一括償還」となっており、平成 25 年 3 月 31 日時点では償還予定は平成 55 年を予定しており、非常に長期となっている。その状況に鑑みると、貸付金の回収可能性の吟味のため、市は、毎年の運営会議への参加や決算書の入手等を行っているが、十分な検証がなされているとは言い難い状況である。道路公社が策定した経営計画について、毎年度、経営計画の進捗状況の把握に努め、計画と実績が乖離している場合には、適時に道路公社に対して計画の見直しを依頼するなど、市は出資者及び債権者として、積極的な関与をしていくことが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>経営改善資金に係る貸付金については、一部繰上償還があったものの、償還期限及び償還方法は「料金徴収期間終了時に一括償還」となっている。平成 25 年 3 月 31 日時点では償還予定は平成 55 年を予定しており、非常に長期となっている。</p> <p>このような状況の中で、市は道路公社の経営計画について検証を行い、貸付金の回収可能性を吟味する必要がある。市が行っているモニタリングは、現状で</p>	<p>(都市交通政策課)</p> <p>福岡北九州高速道路公社の経営については、今回の意見を踏まえ、償還計画との比較等を行い、同公社の自主性及び主体性を尊重しつつ随時指導調整を行っていきたい。</p>

は、毎年開催される福岡北九州高速道路公社運営会議への参加、決算書の入手等により、道路公社の経営状況を把握しているとのことであった。しかし、道路公社が作成した計画と実績との比較等を毎年度行うといった十分な検証がなされているとは言い難い状況であった。

前述の運営会議では、前年度の決算と当年度の予算、今後の課題と取組等について報告している。

市では、貸付金の回収可能性を吟味するため、当該運営会議資料に含まれる経営計画について、毎年度、計画と実績の分析を行い、経営計画を具体的に検証していく必要がある。また、検証の結果、計画と実績が乖離している場合には、経営計画の精度を向上させるため、適時に道路公社に対して計画の見直しを依頼する必要がある。市は出資者及び債権者として、このような積極的な関与をしていくことが望まれる。

監査の結果（意見）	措置状況
<p>建築－イ①</p> <p><u>【北九州高速鉄道株式会社貸付金】経営計画の適時な検証と市の積極的な関与の必要性について</u></p> <p>本貸付金の据置期限の度重なる延期及び経営状況に鑑みて、貸付金の回収可能性の吟味のため、市は経営計画の詳細な検証が必要であるが、毎年の株主総会の出席や運輸実績等の報告は受けているものの、十分な検証が行われているとは言い難い状況である。北九州高速鉄道が策定した経営計画について、毎年度、経営計画の進捗状況の把握に努め、予測と実績が乖離している場合には、適時に予測の見直しを依頼するなど、市は株主及び債権者として、積極的な関与をしていくことが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>本貸付金については、北九州高速鉄道の財政状況の改善は進まず、これまで計6回の据置期限の延長の末、当初より8年長く据置期限が延長され、貸付金の償還は、大規模修繕等に係る支出が峠を越す平成29年3月まで据え置かれている。</p> <p>また、過去3年間の損益の状況を見ても、2年連続で赤字となっており、財産の状況についても、債務超過状態にはないものの、赤字の影響により純資産額は減少している。</p> <p>このような状況の中で、市は北九州高速鉄道の経営計画について検証を行い、貸付金の回収可能性を吟味する必要がある。しかし、市が行っているモニタリ</p>	<p>(都市交通政策課)</p> <p>北九州高速鉄道株式会社の経営については、今回の意見を踏まえ、経営計画の検証を行い、団体の自主性及び主体性を尊重しつつ随時指導調整を行っていききたい。</p>

ングは、現状では株主総会に毎年出席している他、日次の乗客数及び月次の運輸実績の報告を受けているのみであり、作成されている経営計画と実績の十分な検証が毎年度行われているとは言い難い状況であった。

経営計画について、北九州高速鉄道は、平成 23 年に経営改善委員会報告書を公表し、「今後の見通し」として輸送人員の需要予測や長期収支見込等の計画を策定している。

また、平成 25 年 4 月には「新・経営改善計画」を策定し、平成 23 年度の報告書を踏まえた上で、今後の収支予測等を行っている。

市では、貸付金の回収可能性を吟味するため、これらの経営計画について、毎年度、計画と実績の分析を行い、経営計画の進捗状況を検証していく必要がある。また、検証の結果、計画と実績が乖離している場合には、経営計画の精度を向上させるため、適時に北九州高速鉄道に対して計画の見直しを依頼する必要がある。市は株主及び債権者として、このような積極的な関与をしていくことが望まれる。

監査の結果（意見）	措置状況
<p>建築-ウ①</p> <p><u>【住宅供給公社貸付金】貸付条件の変更に係る妥当性の検討と事跡について</u></p> <p>本貸付金は、貸付条件を変更しているが、所管部署内に協議結果の事跡が残されておらず、当該変更についての妥当性が確認できなかった。貸付条件等の変更に当たってはより慎重な検討が求められ、その検討結果については、償還期限が満了するまで、文書等の形式で残すことが必要である。</p> <p><内容></p> <p>本貸付金は、背景に記載のとおり、平成 19 年度において長期貸付金（建設事業資金貸付）の一括繰上償還に伴い、3 つの年度内償還貸付金のうち、優良賃貸住宅建設事業資金については貸付利率を、一般事業資金については償還期限及び貸付利率を変更している。</p> <p>当該変更については、財政局との協議に基づき見直しを行ったとのことであるが、当該変更に係る所管部署内における協議結果につき事跡が残されておらず、利率の変更及び償還期限の変更についての妥当性が確認できなかった。</p> <p>特に一般事業資金については、償還期限が平成 21 年度から平成 47 年度へと大幅に延長し、さらに利率については 0.06% から無利息へとなっていることから、他の貸付制度等との公平性の観点からも、このような貸付条件の変更については慎重に検討すべきものである。</p> <p>また、検討した結果の事跡は、償還期</p>	<p>(住宅計画課)</p> <p>今後、貸付条件等の変更の際には、変更貸付条件の検討の経緯等について、文書等で残すようにする。</p>

間が満了するまで所管部署に保管されていなければ、その貸付条件の妥当性が明示されないばかりか、妥当性の検討を行ったかどうか不明瞭となる。

したがって、所管部署内で行った貸付条件等の変更の検討結果については、その償還期限が満了するまで、文書等の形式で残すことが必要である。

監査の結果（意見）	措置状況
<p>建築-ウ②</p> <p><u>【住宅供給公社貸付金】貸付金残高の開示の必要性について</u></p> <p>本貸付金は、契約により年初に貸付をし、一旦は年度内にすべて償還され、翌年初に再度貸付することが繰り返されている。このため、年度末の貸付金残高はゼロとなり、市の「財産に関する調書」の貸付債権に記載されない。資金の用途、実際の返済状況から、実態は長期の貸付金であると考えられる。</p> <p>したがって、本質が長期の貸付金に該当するものであれば、その実態に合わせた契約を締結するとともに、貸付債権として適切に開示することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>本貸付金は、契約期間が1年以内に設定され、例えば平成24年度であれば、平成24年4月2日から平成25年3月29日となっている。翌年度には、前年度末残高から所定の償還金額を差し引いた金額を再度貸付する方法を採用している。このため、貸付金の期末残高は毎年度ゼロとなっている。</p> <p>しかし、当該年度内償還貸付金が徐々に減少していき、最終的にゼロになる期日（償還期限）は平成47年3月となっており、内容も建設事業等に係るものであるため、実質的には長期の貸付金としての性格を有している。</p> <p>このように、実態は長期の貸付金の性格を有していながら、貸付金残高はゼロとなってしまう、市の貸付債権として</p>	<p>(住宅計画課)</p> <p>これまでの経緯、実態を踏まえ、どのような貸付方法が適切なのか、今後、検討することとしたい。</p>

「財産に関する調書」には、記載されないことになっている。

また、「北九州市経営基本計画」（平成18年12月）は歳入確保に向けて取り組むことを趣旨としている。確かに、平成19年度に長期貸付金（約15億円）を一括繰上償還しており当該年度の償還額が増加している。一方で、年度末に残高が表れない年度内償還貸付金のうち一般事業資金（約14億円、平成19年度ベース）については、平成22年3月末で残高がゼロになる予定だったものが26年延長され、平成47年3月にかけて徐々に残高を減少させていくこととしている。

貸付金の本質が長期の貸付金に該当するものであれば、その実態に合わせた契約を締結するとともに、市の貸付債権として適切に開示することが望まれる。

監査の結果（意見）	措置状況
<p>建築-エ①</p> <p><u>【住宅供給公社出資金返還金】出資金と貸付金の区別について</u></p> <p>住宅供給公社に対しては、出資金と貸付金の２つがあるが、区別が明確でない。本出資金の実質的な内容は貸付金と考えられるため、開示科目を適切なものにするのが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>市は、当初「出資金」としていた出資額とその利息相当額も含めて「住宅供給公社出資金返還金」として、「財産に関する調書」に計上し、公社の決算書では、同額が「長期未払金」として計上されている。また、今後の返還の方針が協議されている出資団地の出資金1,238,406千円については、公社では「公共団体借入金」として「長期借入金」に計上されている。</p> <p>本出資が出資であるとの認識であれば、公社でも「資本金」に計上されていると考えられるが、公社では少なくとも出資とは認識していない開示となっており、両者の認識が合っていないものと思われる。</p> <p>また、出資の定義については広狭あるが、通常、出資金からは利益の分配はあっても利息は発生しないところ、本出資金は複利による利息計算をすることとなっており、経済的実態からも貸付金であるものと考えられる。</p> <p>したがって、「出資金」ではなく「貸付金」等の適切な科目で処理し、開示する必要があると考える。</p>	<p>(住宅計画課)</p> <p>これまでの経緯、実態を踏まえ、どの科目で処理することが適切なのか、今後、検討することとしたい。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>建築-エ②</p> <p><u>【住宅供給公社出資金返還金】利息の契約形態について</u></p> <p>長期間の契約による利率が 5.5%、しかも複利となっている。そのため、事例では 6,849 千円の固定資産税相当額の出資に対して、約 45 年間に 51,256 千円もの利息がついている。約定とはいえ利息は非常に多額なものとなっている。現在の経済状況からは見直しが必要であり、また、今後は、契約当初の十分な検討と利率見直し条項等の考慮が必要であると考える。</p> <p><内容></p> <p>利率が 5.5%となっており、しかも複利となっている。そのため、西町団地のケースでは 6,849 千円の固定資産税相当額の出資に対して、約 45 年間の利息として 51,256 千円が計算されている。</p> <p>契約どおりに行われているものの、複利で約 7 倍にも膨れ上がっている。仮に、当初契約の返還期限までの 50 年では出資額の 14 倍以上に価値が増えることとなる。また、その契約に基づいて、土地建物ではなく現金で返還することとしたため公社は多額の資金負担が必要となっている。また、平和ビルの例でも建設出資 15,104 千円に対して返還を受けた額は 80,200 千円である。</p> <p>当時の経済状況で物価の上昇による資産価値の上昇を見込むことは考えられないではないが、住宅の資産価値は時の経過とともに減少することが通常で</p>	<p>(住宅計画課)</p> <p>今後は、当初の協定の締結の際に条件の見直しが可能となる弾力条項等を入れることなど、契約形態について検討したい。</p>

あり、既に老朽化していると認識されているように、当時の想定は見直される必要があると考える。また、一般的に、金融機関から借入をする場合に利息が複利計算で行われることはないところである。

著しく長期にわたり利率を固定し、しかも複利で行うことは、当然に経済状況の変化に対応できないことになる。

したがって、現在協議中の出資団地に係る返還金についても、評価額は妥当か、利息は付すか等の経済合理性を十分に検討して進める必要があると考えられ、また、新たなこうした長期にわたるものについては、当初に十分な検討がなされる必要があり、条件の見直しが可能である弾力条項もいれるなど、契約形態を検討する必要があると考える。

監査の結果（意見）	措置状況
<p>建築-エ③</p> <p><u>【住宅供給公社出資金返還金】経緯等の事跡の保管について</u></p> <p>出資することの起案書は残っているものの、それ以外の事跡が残っておらず、詳しい経緯等が確認できなかった。出資や貸付については、償還が完了するまで、その目的や条件決定等の経緯を明確に記載した事跡を残すことが必要である。</p> <p><内容></p> <p>契約内容や協議内容を詳細に確認するために過去の経緯についての事跡の提出を求めたが、出資時点の出資をするという起案書は残っているものの、出資をする必要性、金額の決定、利率の根拠、複利であることの根拠や、一例としての平和ビルの評価などの諸条件に関する事跡が残っておらず、確認できなかった。</p> <p>本出資金のような特殊な支出については、経緯を詳細に事跡として残さなければ、市職員の異動があるなかで時間の経過とともに交渉、決定の過程を理解することができなくなり、将来の債権管理にも影響を及ぼすことも考えられる</p> <p>したがって、貸付・出資については、その目的や条件決定等の経緯を明確に記載した事跡を残すことが必要である。</p>	<p>(住宅計画課)</p> <p>今後、出資、貸付等行う場合は、方針決裁等の形で、その目的や条件決定等の経緯を記載した事跡を残すこととしたい。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>建築-エ④</p> <p><u>【住宅供給公社出資金返還金】出資団地の今後の方針の早期決定について</u></p> <p>出資団地が6団地あり、協定では50年後の返還となっており、昭和50年前後に建設されたものが多く、出資金の返還時期は近づいている。返還方法について市と公社で協議を行っているが、公社のみならず市にとっても相応の影響があり、十分な協議と合理的な方針を早期に決定する必要がある。</p> <p><内容></p> <p>出資団地6団地については建設資金の出資であり、利息は付されていないものの、いずれ返還が予定されるものであり、市、公社とも、継続して協議すべき問題として認識しており、交渉を続けているところである。</p> <p>当初の協定では、建設後50年後に現物を引き渡すこととなっているが、昭和50年前後に建設されたものが多く、出資金の返還時期は近づいている。</p> <p>市としては管理上の問題から現金での返還を希望しているとのことであるが、公社が管理する物件の耐震工事が今後予定され、多額の資金需要があることから、約12億円を公社が短期に返還することは、資金面で重要な課題を持っており、ひいては市の財政にも相応の影響をもたらす可能性があることから、十分な協議と合理的な方針を早期に決定する必要がある。</p>	<p>(住宅計画課)</p> <p>今後も継続して十分な協議を行い、合理的な方針を早期に決定して行きたい。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>建築オー①</p> <p><u>【住宅使用料（未収金）】未収金の分類について</u></p> <p>本未収金については、過年度分の未収金回収率は3割程度となっている。過年度分の未収金につき、より実効性の高い形で債権管理及び回収事務にあたるため、未納者の状況を考慮して適切に分類し、その性質や状況に応じた事務手続の実行をすることが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>本未収金については、残高が3億円前後で推移しており、他の未収金と比較しても、少額とは言えない。また、現年度の使用料収納率は98%台と堅調である一方で、過年度分の未収金回収率は3割程度となっている。したがって、過年度分の未収金について、より実効性の高い形で債権管理及び回収事務を行い、回収額をより増加させることが望まれる。</p> <p>個々の未収金については、回収のための手続を実施しているところであるが、過年度分未収金の債権管理及び回収の実効性をより高めるため、未納者の状況を考慮して適切に分類し、その性質や状況に応じた事務手続を実行することが望まれる。また、こうした未納者の状況ごとの分類データを得ることによって、同じ状況にある未納者ごとに統一的な取扱いを行うことができ、より効果的に債権管理及び回収活動を行うことが可能となる。</p>	<p>(住宅管理課)</p> <p>住宅使用料の滞納整理は、回収活動の効率化を高めるため、すでに現年度と過年度別に、入居者と退去者、法的措置の有無で分類化し、個々の未納者の状況に応じた納付指導を行っている。</p> <p>このうち、過年度未収金の回収率が現年度と比べて低い理由は、その8割が法的措置等の過程で家賃が支払えず、住居を明け渡した者の債務で、これらは経済的に、差押等の積極的な回収の手立てがない、事実上回収不能またはそれに近い債務であることが原因である。</p> <p>こうしたことから、過年度分住宅使用料の未収金回収にあたっては、福祉部局との連携を図りながら、高齢者や母子世帯などの生活困窮者である滞納者が住み続けられるよう、現在入居している者に主なターゲットを絞って、効率的な債権管理と回収活動を行っているところである。</p> <p>その結果、過年度未収金の回収率は平成19年度以降毎年上昇（22.5%→34.6%）し、政令市で1位（平成24年度）になるなど、着実に成果が出ており、適切な債権管理を行っているものと考えているが、ご指摘の趣旨を踏まえ、今後もより積極的な回収活動に努めてまいります。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>建築一カ①</p> <p><u>【北九州紫川開発株式会社貸付金】経営計画の進捗状況確認について</u></p> <p>本貸付金について、経営計画の進捗状況が十分に確認されていない。経営計画の進捗状況が十分に確認されなければ、経営計画の妥当性を判断することができない。経営計画の進捗状況を適切に確認することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>本貸付金について、市として株主総会に出席し決算書入手するなど、一定水準の経営状況の確認は行われているものの、経営計画の進捗状況については適切に確認されていない。</p> <p>本貸付金の貸付先である北九州紫川開発株式会社は、現在までは当初の返済計画どおりに返済しているが、平成 24 年度末現在で 13 億円を超える貸付金残高がある。このように多額な貸付を行っているため、仮に業績が悪化した場合には多額の貸倒が生じる可能性がある。</p> <p>したがって、毎年度、決算書入手するのみでなく、北九州紫川開発株式会社を実施している毎年度計画値と実績値の比較分析資料等入手した上で、市として計画の進捗状況等を確認し、その記録を残すなど、北九州紫川開発株式会社の経営状況の適切な把握とモニタリングを行うことが望まれる。</p>	<p>(再開発課)</p> <p>監査人の意見をふまえ、今年度より、北九州紫川開発株式会社から損益予測等の資料入手し、会社の経営状況の把握とモニタリングに努めていきたい。</p>

カ 港湾空港局

監査の結果（意見）	措置状況
<p>港湾-ア①</p> <p><u>【港湾管理使用料等未収金】要綱等の改訂について</u></p> <p>許可に基づく港湾管理使用料等について、マニュアル類が整備されているものの、許可時の支払能力等の適格性の審査は不十分であり、また、例えば年度単位の小型船係留施設の許可の更新は、滞納者でも可能となっている。</p> <p>したがって、債権管理の入り口である許可時及び更新時の取扱いについて再検討し、改訂する必要がある。</p> <p><内容></p> <p>許可に基づく未収金については、具体的なマニュアルの類が整備されているものの、将来の回収可能性に影響する許可時に、対象である個人と法人に応じた支払能力等の適格性の審査が行われていない。また、許可の更新時についても、特に小型船係留施設の更新許可手続については、要綱等で「使用料滞納者でも、納入意思がある者については、更新の対象とする。」と明記されているように審査が十分でない。このため、一件あたりは数万円ではあるが滞納の件数は多い。</p> <p>許可及び更新の時点で十分な審査を行っていただければ、少なくとも滞納者については、更新しないなどの方針を明確にすれば、滞納件数は相当数減少するものと考えられる。</p> <p>したがって、許可時及び更新時は、支払能力等の適格性について可能な範囲で審査を行うことが必要であり、こうした</p>	<p>(港営課及び港湾事務所)</p> <p>許可、更新時における相手方の資力、信用等については、財政局作成の「財産管理の手引き」や「滞納整理事務処理要領」に基づき確認を行い、適切な措置をとることとする。</p> <p>小型船係留施設にかかる滞納者への更新許可については、不許可とした場合の無許可係留（居座り）や他の場所での不法係留が発生した場合の影響を考慮して港湾施設運営手順書に定めたものである。</p> <p>しかし、滞納者に更新を許可することは、他者との公平性を欠くものであり見直さなければならないものである。</p> <p>については、港湾施設運営手順書を滞納者に対して厳格なものとなるよう平成26年度末を目処に見直しを行う。</p>

観点から、マニュアル等も改訂すべきであると考えられる。

なお、小型船係留施設の更新手続は年度更新であり、港湾事務所によっては、滞納している使用者には許可更新を行っていない係もある。

滞納を予防する観点から、滞納者については原則として更新の対象としないなど、債権管理の入り口である許可時及び更新時の取扱いについて再検討し、マニュアル等の改訂をすることが必要である。

監査の結果（意見）	措置状況
<p>港湾-ア②</p> <p><u>【港湾管理使用料等未収金】滞納の専門部署の活用について</u></p> <p>許可に基づく未収金については、滞納が長期化した滞納者の状況は変わっていない。督促、催告等の手続は行われているものの十分ではない。それでも実効性がない場合には公債権として自力執行権を行使し、有効な債権回収を行うためにも、徴収一元化により、専門部署への移管を検討する必要がある。</p> <p><内容></p> <p>許可に基づく未収金については、滞納整理を行っているものの、不納欠損処理により滞納額が減少することを除いてみれば、依然として滞納が長期化した滞納者の状況は変わっていない。この要因としては、港営課及び港湾事務所では、本来の業務の中で行っており、また、地域も広範囲にわたるため、限られた人員では臨戸訪問等による効果的な回収手続が十分にできていないという事情もある。そのため、以前に比べれば督促や臨戸訪問はされてはいるものの、債権回収活動は十分ではない状況であり、滞納処分の停止処理を行い、一定期間経過後に不納欠損処理を行っている。</p> <p>したがって、滞納している債権のうち一定の要件を満たした場合には、公債権として徴収一元化を図るべく、債権回収の専門的能力を有する部署に移管することを検討する必要がある。なお、税等の滞納者と同時に行うことが適切であることも想定されるので、この面からも徴収一元化を図ることが望ましい。</p>	<p>(港営課及び港湾事務所)</p> <p>徴収一元化については、債権回収対策本部を構成する債権所管部署によるワーキンググループ(平成26年8月開始)を設置し、効率的で効果的な徴収方法について検討することとしている。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>港湾-イ①</p> <p>【機能施設事業財産貸付収入等未収金】</p> <p><u>要綱等の作成・整備について</u></p> <p>契約に基づく機能施設事業財産貸付収入等未収金について、要綱あるいはマニュアル等が整備されていない。特に土地貸付収入について過年度からの滞留債権が発生しており、過去において適切な滞納整理の処理が行われなかった結果と考える。したがって、要綱等を整備することが必要である。</p> <p><内容></p> <p>「許可に基づく港湾管理使用料等未収金」については、許可手続から徴収手続までの詳細なマニュアル等が定められているが、契約に基づく機能施設事業財産貸付収入等未収金については要綱等が整備されていない。</p> <p>滞納は、特に土地貸付において多額の延滞が生じており、過去において臨戸訪問などもあまり行われておらず、適切な滞納整理の処理が行われなかった結果と考えられる。</p> <p>したがって、貸付時の審査、回収が遅延した場合の督促や、契約解除、その他滞納整理に関する手続等について具体的に示した要綱等の類を整備し、効率的な回収事務を行うことが望まれる。</p>	<p>(港営課及び港湾事務所)</p> <p>滞納整理に関する手続については、「許可に基づく港湾管理使用料にかかる徴収手続のマニュアル」や財政局による「滞納整理事務処理要領」等も参考に、滞納が生じた場合、間をおかず法的対応なども含め厳格な手続が行えるような要綱等の整備を平成26年度末を目処に行う。</p>

監査の結果（意見）	措置状況																																		
<p>港湾-イ②</p> <p>【機能施設事業財産貸付収入等未収金】</p> <p><u>多額な滞納先にみられる滞納整理の対応の改善について</u></p> <p>契約に基づく機能施設事業財産貸付収入等未収入金について、一部の相手先の滞納が長期化し多額となっている。その経緯をみると契約時や契約更新時の審査や判断、その後の回収手続、滞納後の契約解除などにおいて、適時、適切な対応と判断がなされておらず、現在、実質的に回収不能の状況にある。</p> <p>したがって、契約段階から始まる一連の各段階における手続や判断が適切に行われ、実際に機能するよう体制や仕組みを早期に確立する必要がある。</p> <p><内容></p> <p>土地貸付に関する未収入金について、一部の相手先について、滞納が長期化し、滞納額も多額となっているケースが見受けられた。具体的な事案の概要は次のとおりである。</p>	<p>(港営課及び港湾事務所)</p> <p>私法上の債権は、公法上の債権と異なり、強制執行には裁判上の手続を要する課題があり専門性の向上が求められている。</p> <p>徴収一元化及び債権管理条例について、前記ワーキンググループにおいて検討を始めることになっており、私法上の債権の管理についても検討を行うこととしている。</p>																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 月</th> <th>A社</th> <th>B社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和55年度</td> <td>土地 a、b、c を賃貸</td> <td rowspan="3">この頃から土地 a を A社から無断で転借をしていた。</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>賃料滞納始まる(経営難)</td> </tr> <tr> <td>平成12年4月</td> <td>a、b の更新20年契約</td> </tr> <tr> <td>平成17年3月</td> <td>a、b の契約解除</td> <td>転借判明、明渡し要求するも応じず</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>移転先見つかるまで一時貸付 平成18/2月～3月一時貸貸 平成17/4月～18/1月分請求、分割払い 平成18/4月～半年毎の一時貸貸</td> </tr> <tr> <td>平成19年10月</td> <td>c の契約解除(廃業)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成20/4月～20年間の賃貸契約</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成20/8月から支払遅延</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>謄本取得、保証人も所在不明</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現在</td> <td>会社、保証人も交渉不能</td> <td>土地 a を賃貸中、回収は2年分遅れ</td> </tr> <tr> <td>滞納債権</td> <td>平成11～19年分37,955千円</td> <td>平成23年～24年分2,875千円</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	A社	B社	昭和55年度	土地 a、b、c を賃貸	この頃から土地 a を A社から無断で転借をしていた。	平成11年度	賃料滞納始まる(経営難)	平成12年4月	a、b の更新20年契約	平成17年3月	a、b の契約解除	転借判明、明渡し要求するも応じず			移転先見つかるまで一時貸付 平成18/2月～3月一時貸貸 平成17/4月～18/1月分請求、分割払い 平成18/4月～半年毎の一時貸貸	平成19年10月	c の契約解除(廃業)				平成20/4月～20年間の賃貸契約			平成20/8月から支払遅延	平成22年	謄本取得、保証人も所在不明		現在	会社、保証人も交渉不能	土地 a を賃貸中、回収は2年分遅れ	滞納債権	平成11～19年分37,955千円	平成23年～24年分2,875千円	
年 月	A社	B社																																	
昭和55年度	土地 a、b、c を賃貸	この頃から土地 a を A社から無断で転借をしていた。																																	
平成11年度	賃料滞納始まる(経営難)																																		
平成12年4月	a、b の更新20年契約																																		
平成17年3月	a、b の契約解除	転借判明、明渡し要求するも応じず																																	
		移転先見つかるまで一時貸付 平成18/2月～3月一時貸貸 平成17/4月～18/1月分請求、分割払い 平成18/4月～半年毎の一時貸貸																																	
平成19年10月	c の契約解除(廃業)																																		
		平成20/4月～20年間の賃貸契約																																	
		平成20/8月から支払遅延																																	
平成22年	謄本取得、保証人も所在不明																																		
現在	会社、保証人も交渉不能	土地 a を賃貸中、回収は2年分遅れ																																	
滞納債権	平成11～19年分37,955千円	平成23年～24年分2,875千円																																	

〈経緯の補足〉

A社は、土地の契約期限を迎えた平成11年度時点で、すでに滞納が発生しているにもかかわらず、平成12年の契約更新はなされていた。

また、この契約の更新時には、B社への転貸の事実が現地訪問により判明しており、A社は「市有財産賃貸借契約書」第12条の転貸禁止条項に違反し、契約解除事由に該当する状況にあった。

市は、早期に契約解除を行うと、貸与先の営業機会を奪う、滞納分の回収が不能になる、上物を撤去し原状回復の費用を市が負担することになる等を考慮し、慎重な対応となっていた。

B社については長い間、A社から転借を受けていたものであり、無断転貸という契約違反状態のなか、結果的に市とB社と20年もの長期の賃貸借契約を締結している。また、B社は、平成18年の一時的な賃貸借契約の際に分割払いを申し出るなど、当初から支払能力の懸念があると言えるが、通常、長期契約の際には保証人を2人（但し、北九州市公有財産管理規則上は1名以上であればよい）立てているところ1名しか立てられず、最終的には長期契約を締結している。しかし、その判断の過程は残されていない。

さらに、平成20年4月1日からの長期契約に際しては、契約締結に必要な書類の整備が遅れ、市の催促により平成20年6月27日に必要書類が整い、契約締結に至っている。

こうした経緯をみると、契約時や契約更新時の審査や判断、その後の回収手続、滞納後の契約解除などにおいて、適時、適切な対応と判断がなされておらず、現在、A社は実質的に回収不能の状況にある。

市が負担するコストと他の方法によつた場合の機会損失などの経済合理性の判断も必要である。

したがって、契約段階から始まる一連の各段階における手続や判断が適切に行われ、実際に機能するよう、具体的なマニュアル類の整備、部署内における事務分掌や担当者の明確化、教育研修の実施に加え、例外的事項に対する市の組織的対応として、例えば市税事務所との連携などの体制や仕組みを早期に確立する必要がある。

監査の結果（意見）	措置状況
<p>港湾-イ③</p> <p>【機能施設事業財産貸付収入等未収金】</p> <p><u>不納欠損処理について</u></p> <p>土地貸付に関する未収金については、過去に不納欠損処理が行われていない。あらかじめ債権管理条例を制定するか、あるいは一定の基準を設け議会の議決を経るなどして不納欠損処理をすることが必要である。</p> <p>〈内容〉</p> <p>土地貸付に関する未収金については、過年度から長期間未回収の分について、現在まで一度も不納欠損処理は行われていない。長期間未回収の相手先の中には、既に土地の賃貸契約を解除しているが、先方が廃業しており、今後の回収は見込めない状況であるものが含まれている。</p> <p>このように、債権が事実上回収できない状況にあるにもかかわらず、債権として残っているものについて滞納整理事務をし続けることは望ましくない。</p> <p>債務者が時効の援用を行わなければ債権が消滅しないとしても、例えば、時効の援用を行えば債権が消滅する期間が経過している場合で明らかに回収できないと認められる場合、あらかじめ債権管理条例を制定するか、あるいは一定の基準を設け議会の議決を経るなどして、不納欠損処理をすることが必要である。</p>	<p>(港営課及び港湾事務所)</p> <p>私法上の債権は、国税徴収法等の自力執行権がある債権と異なり、不納欠損処理が進まず債権の適切な管理に課題がある。</p> <p>不納欠損処理には債権放棄を伴うことから、市民の理解が得られる公平・公正な基準が必要である。</p> <p>前記ワーキンググループにおいて検討する債権管理条例では、この点について基本的な考え方を整理することとしている。</p>

キ 教育委員会

監査の結果（意見）	措置状況
<p>教育-ア①</p> <p><u>【私立幼稚園振興資金貸付金】貸付金残高の開示の必要性について</u></p> <p>本貸付金は、連盟が貸付先の幼稚園の施設整備に関する貸付を行うものであり、返済までに長期間を要し、実態は長期の貸付金である。単年度で返済、貸付を行っている結果、年度末の貸付金残高はゼロとなり、財産に関する調書に記載されない。したがって、契約上も長期の貸付金とし、「財産に関する調書」に記載することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>本貸付金は、連盟が貸付先の幼稚園の施設整備に関する貸付を行うものであり、返済までに長期間を要するにもかかわらず、年度末で一旦返済し、翌年度初日に貸付を再度実行している。契約上は単年度契約であるが、実質的に長期の貸付金である。</p> <p>その間、毎年、年度当初に貸付し、年度末に一旦回収する方法を継続することになり、年度末現在では残高は存在しないことになっている。その結果、情報公開されている「財産に関する調書」に貸付債権として記載されない。</p> <p>したがって、実態から、契約上も長期の貸付金とし、財産に関する調書に記載することが望まれる。</p>	<p>(企画課)</p> <p>(平成26年度より、子ども家庭局子ども家庭政策課に所管変更)</p> <p>今回の監査の意見を踏まえ、貸付方法については、関係団体と協議のうえ、今後検討していきたい。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>教育-ア②</p> <p><u>【私立幼稚園振興資金貸付金】出納整理期間を利用しての入出金について</u></p> <p>本貸付金は、上述のとおり年度末の残高はゼロとなっている。しかし、実態は回収されているとは言えず、出納整理期間があることにより、そうした処理が可能となっているものであり、実態に即した処理をするよう改善することが必要である。</p> <p><内容></p> <p>連盟からの毎年度末の貸付金の返済は、翌新年度の貸付を市が行った後に、前年度の貸付金の返済がなされている。すなわち、年度末である3月末には行われていない。</p> <p>平成23年度末を例にすると、平成24年4月1日に平成24年度分の新規貸付を行い、その貸付額のなかから同日に平成23年度の貸付金の返済を行っている。ところが、市には出納整理期間があるため、平成24年4月1日に返済されたものであっても、平成23年度の調定ということであれば平成23年度の返済（市の収入）となっている。連盟に返済原資がない場合であっても、返済されたとして年度末における市の貸付金残高はゼロとなり、市の債権の実態が適切に開示されないことになる。</p> <p>したがって、貸付金残高を適切に開示することが必要であり、出納整理期間の処理のあり方としては、本来のあり方ではないと考える</p>	<p>（企画課）</p> <p>（平成26年度より、子ども家庭局子ども家庭政策課に所管変更）</p> <p>今回の監査の意見を踏まえ、「貸付残高の開示」の対応と併せて検討していきたい。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>教育-ア③</p> <p><u>【私立幼稚園振興資金貸付金】貸付先の回収可能性の検討について</u></p> <p>回収不能とならないためにも、連盟の財政状況に直接影響を及ぼす貸付先の幼稚園の状況について、入手した決算書をもとに、十分な評価・検討を行うことが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>市は、連盟の状況については、本貸付金だけではなく他に補助金を交付している関係もあり、教育委員会から定期的に監査に入っている。一方で、連盟の貸付先の幼稚園については、決算書の入手等は行っているが、十分な評価・検討がなされているとは言い難い状況である。</p> <p>現状では貸倒れたことはないが、回収不能とならないためにも、連盟の財政状況に直接影響を及ぼす貸付先の幼稚園の状況について、入手した決算書等をもとに、十分な評価・検討を行い、記録することが望まれる。</p>	<p>(企画課)</p> <p>(平成26年度より、子ども家庭局子ども家庭政策課に所管変更)</p> <p>各私立幼稚園について定期的に監査を行い、各種補助金の執行状況、各園の財務状況の把握をしている。現在、貸付を行っている1園については、平成24年度に実施。</p> <p>今後は貸付を行っている園については、毎年、財務状況を把握し、決算書の分析を行うなど十分な評価・検討を行う。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>教育-ア④</p> <p><u>【私立幼稚園振興資金貸付金】予算の執行率と予算枠の見直しについて</u></p> <p>平成24年度の貸付実績額は18,400千円であり、貸付予算額38,400千円に対し、予算執行率が約48%となっている。貸付の実績が少額であり予算執行率が低い現状では、予算を削減することも検討する必要がある。</p> <p><内容></p> <p>平成24年度の貸付予算額38,400千円に対し、実際の貸付額は18,400千円である。その結果、予算執行率が約48%と半分以下となっている。</p> <p>予算は申請があった場合に備えて1件分を確保しているとのことであるが、最近の貸付の実績がほとんどなく、予算執行率が低い現状では、予算を削減することも検討する必要がある。</p>	<p>(企画課)</p> <p>(平成26年度より、子ども家庭局子ども家庭政策課に所管変更)</p> <p>平成26年度より、執行が確実な金額のみの予算計上とした。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>教育-ア⑤</p> <p><u>【私立幼稚園振興資金貸付金】本貸付金の廃止を含めた見直しについて</u></p> <p>ここ5年間で新規貸付1件のみと利用が非常に少なくなっている。連盟が今後貸金業の登録を申請せず、幼稚園に貸付を行うことが難しくなることが予想されるため、制度としての必要性を検討することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>平成5年度以降、13件の実績があるが、ここ5年間では新規貸付が1件のみと利用が非常に少なくなっている。</p> <p>一方で、市が直接幼稚園に融資を行うことは事務的に煩雑であり、また、連盟が幼稚園の経営実態にも詳しい理由から、これまでは連盟を通して貸付を行ってきた。</p> <p>しかし、実績が少なく、連盟の一般社団法人への移行に伴い貸金業の登録が必要となるが、数件の本貸付のために貸金業の登録を受けることは連盟内部でも予定していないとのことである。</p> <p>したがって、本貸付金については、必要性があれば件数が少ないので、連盟を通さず直接貸付を行うか、制度自体を廃止するかを検討することが望まれる。</p>	<p>(企画課)</p> <p>(平成26年度より、子ども家庭局子ども家庭政策課に所管変更)</p> <p>平成26年度より、新規の園への貸付は行わず、現在貸付を行っている1園の償還が終了する平成32年度までに制度を廃止する予定である。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>教育-イ①</p> <p><u>【奨学資金貸付金】不納欠損処理について</u></p> <p>本貸付金については、過去において一度も不納欠損処理は行われていない。債権管理に関する条例を制定する、あるいは一定の基準を設け議会の議決を経るなどして不納欠損処理することが望まれる。</p> <p>〈内容〉</p> <p>本貸付金は、過去において一度も不納欠損処理は行われていない。奨学金制度は経済的理由から修学が困難な子弟に対する貸付資金であり、福祉目的の要素が強く、回収が滞る確率も相対的に高い状況になっている。実際に、発生（返済期限が到来）から5年以上経過した平成19年度以前の未収金の回収率は15.0%と低迷している。</p> <p>このように、債権が事実上回収できない状況にあるにもかかわらず、債権として残っているものについて一律に滞納整理事務をし続けることは費用対効果の面から望ましくない。</p> <p>債務者時効の援用を行わなければ債権が消滅しないとしても、例えば、時効の援用を行えば債権が消滅する期間が経過している場合などのように明らかに回収できないと認められる場合、あらかじめ債権管理条例を制定するか、あるいは一定の基準を設け議会の議決を経るなどして、不納欠損処理をすることが望まれる。</p>	<p>(学事課)</p> <p>不納欠損処理に関しては、今後、財政局税制課等と連携して、北九州市債権回収対策本部を構成する各債権所管課の係長（実務者クラス）によるワーキンググループの中で研究を進めていく。</p>

(2) 預託金方式の貸付金等
ア 環境局

監査の結果（意見）	措置状況
<p>預託-環境-ア① 【環境産業融資貸付金】予算執行率と予算枠の見直しについて</p> <p>本制度融資について、予算執行率が著しく低い状況にある。</p> <p>予算執行率が極端に低い場合、実質的に不要な予算枠を取ることにつながるため、本制度の認知度をさらに高める広報努力が求められるが、相応の年数経過後に予算執行率が上昇しない場合には、予算削減の抜本的見直しをする必要がある。</p> <p><内容></p> <p>本制度融資における予算執行率は1%未満と著しく低い状況にある。</p> <p>本制度融資の所管部署は環境局であるが、産業経済局所管の中小企業関連の融資制度と同じ案内紙（例えば「北九州市中小企業融資制度のごあんない」）で中小企業融資制度の一つとして本制度も紹介しているなど、一定の広報努力は窺える。</p> <p>しかし、広報努力はしていたとしても、特定の予算の執行率が極端に低い場合、実質的に不要な予算枠を取ることにつながる。</p> <p>したがって、制度の発足が平成23年度からと間もないことから、本制度の認知度をさらに高める広報努力が求められるが、不用額自体も多額となっているので、相応の年数経過後に予算執行率が上昇しない場合には、予算執行率を考慮した予算削減の抜本的見直しをする必要がある。</p>	<p>（環境未来都市推進室）</p> <p>平成25年度は新たに550,000千円の大型融資案件の申込みが入ったことなどから、予算執行額は平成24年度（13,985千円）から平成25年度（224,578千円）にかけて大きく上昇した。引き続き市内中小企業の環境分野の取り組みを金融面からサポートする観点からも、平成26年度の予算額は現状維持とした。</p> <p>実績については、予算対比で依然としてまだ少ないものの、市内中小企業者を中心に着実に利用が進み、大変喜ばれている。</p> <p>こうした実績は、地道な周知活動やきめ細かい相談対応によるものと考えており、今後とも中小企業の省エネ設備導入補助や他の補助制度と連携した周知活動、取扱金融機関と協力した提案活動等により、金融面から企業の活動を支援することで、予算の有効活用を図ってまいりたい。</p> <p>平成27年度以降の予算額については、制度創設から一定の期間は枠として必要であり、今後、予算協議を行う中で検討していくこととしたい。</p>

イ 産業経済局

監査の結果（意見）	措置状況
<p>預託－産業－ア①</p> <p><u>【中小企業融資貸付金】予算執行率と予算枠の見直しについて</u></p> <p>本制度融資について、予算執行率が低下傾向にある。予算執行率が低い場合、実質的に不要な予算枠を取ることにつながる。今後、さらに予算執行率が低下するようであれば、予算枠の見直しが必要である。</p> <p><内容></p> <p>本制度融資における予算執行率は著しく低い水準にあるわけではないが、この5年間では低下傾向にある。また、予算額が大きいため、予算執行率が下がると、不用額も大きくなる。</p> <p>特定の予算の執行率が低い場合、実質的に不要な予算枠を取ることにつながる。</p> <p>したがって、広報努力やニーズ調査も求められるが、今後さらに予算執行率が低下するようであれば、予算の見直しをすることが必要である。</p>	<p>(中小企業振興課)</p> <p>平成 26 年度予算は 674 億円と前年度比 56 億円の減額を行った。</p> <p>今後ご意見を踏まえ、予算については、一定の枠を確保しつつ、適宜予算の見直しを行うこととしたい。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>預託－産業－イ①</p> <p><u>【開業支援資金貸付金】予算執行率と予算枠の見直しについて</u></p> <p>本制度融資について、予算執行率が50%未満であり低い水準にある。予算執行率が低い場合、実質的に不要な予算枠を取ることにつながる。当制度の認知度を高める広報努力や制度趣旨からニーズ調査等も求められるが、予算執行率が低い水準で推移する場合は、さらなる予算枠の見直しが必要である。</p> <p><内容></p> <p>本制度融資における予算執行率は低下し続け、平成23年度には17%と著しく低いものとなっていたが、平成24年度において予算額の見直しが行われ48.5%となっている。</p> <p>しかし、予算執行率は改善したものの、依然として50%未満と低い水準にある。特定の予算の執行率が低い場合、実質的に不要な予算枠を取ることにつながる。</p> <p>したがって、広報努力や制度趣旨からニーズ調査等も求められるが、予算執行率が低い水準で推移する場合は、予算のさらなる見直しを行うことが必要である。</p>	<p>(中小企業振興課)</p> <p>ご意見を踏まえ、融資対象者、限度額の拡充を行い引き続き利用率の向上に努めるとともに、予算については開業を支援する政策目的から、一定の枠を確保しつつ、今後の執行率の推移を見守りながら見直しについて検討してまいります。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>預託－産業－ウ①</p> <p><u>【新成長企業支援資金貸付金】予算執行率と予算枠の見直しについて</u></p> <p>本制度融資について、予算執行率は低下傾向にあり、特に直近の3年間は1桁台と、非常に低い水準で推移している。予算執行率が低い場合、実質的に不要な予算枠を取ることにつながる。広報努力やニーズ調査も求められるが、予算枠の見直しが必要である。</p> <p><内容></p> <p>本制度融資における予算執行率は低下傾向にあり、特に直近の3年間は1桁台と、非常に低い水準で推移している。</p> <p>特定の予算の執行率が低い場合、実質的に不要な予算枠を取ることにつながる。</p> <p>したがって、一層、当制度の認知度を高める広報努力やニーズ調査も求められるが、予算執行率を考慮した予算の抜本的見直しをすることが必要である。</p>	<p>(中小企業振興課)</p> <p>ご意見を踏まえ、引き続き案件の掘り起こしに努めるとともに、予算については新成長戦略を推進する政策目的から、一定の枠を確保しつつ、今後の執行率の推移を見守りながら見直しについて検討してまいりたい。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>預託－産業－エ①</p> <p><u>【北九州市貿易振興資金融資制度貸付金】予算執行率と予算枠の見直しについて</u></p> <p>本制度融資について、予算執行率は低下傾向にあり、平成24年度は約15%と、非常に低い水準となっている。予算執行率が低い場合、実質的に不要な予算枠を取ることに繋がる。広報努力やニーズ調査等も求められるが、予算枠の見直しが必要である。</p> <p><内容></p> <p>本制度融資における予算執行率は低下傾向にある。また、平成24年度は約15%と、非常に低い水準で推移している。特定の予算の執行率が低い場合、実質的に不要な予算枠を取ることに繋がる。</p> <p>したがって、より一層、当制度の認知度を高める広報努力やニーズ調査等が求められるが、予算執行率を考慮した予算の抜本的見直しをすることが必要である。</p>	<p>(国際ビジネス政策課)</p> <p>ご意見を踏まえ、予算については中小企業の貿易促進を支援する政策目的から、今後の執行率の推移を見守りながら見直しについて検討してまいりたい。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>預託－産業－オ①</p> <p><u>【企業立地促進資金融資】予算執行率と予算枠の見直しについて</u></p> <p>本制度融資について、予算執行率は低下傾向にあり、平成24年度は50%を下回り、不用額も多額になっている。予算執行率が低い場合、実質的に不要な予算枠を取ることにつながる。したがって、当制度の広報努力やニーズ調査が求められるが、予算の減額見直しが必要である。</p> <p><内容></p> <p>本制度融資における予算執行率は、この5年間では低下傾向にあり、平成24年度は予算執行率が50%を下回っている。また、予算額が大きいため、不用額も多額になっており、平成24年度の不用額は26億円に達している</p> <p>企業立地促進という制度の目的から、予算に相応の余裕が必要であることは理解されるが、特定の予算の執行率が低く不用額が多額になる場合、実質的に不要な予算枠を取ることにつながる。</p> <p>したがって、当制度の広報努力やニーズ調査が求められるが、不用額が多額であり、抜本的な予算の減額見直しをすることが必要である。</p>	<p>(企業立地支援課)</p> <p>決算の状況を見て、平成25年度、平成26年度予算において減額見直しを行った。</p> <p>今後とも、企業立地促進という制度の目的から、一定の枠を確保しつつ予算について検討してまいりたい。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>預託－産業－カ①</p> <p><u>【農業振興貸付金】制度の見直しの必要性について</u></p> <p>本貸付金については、過去5年間にわたって1件の利用もない状況である。農業関係者等にアンケート調査をする等、利用上の問題点を把握し、制度趣旨を達せられるように、制度の中身の改善を検討するも求められるが、他の制度による代替で問題がないと認められる場合には、制度自体の廃止を含めた抜本的な見直しを検討する必要がある。</p> <p><内容></p> <p>本貸付金については、過去5年間にわたって1件の利用もない状況である。利用申請の窓口は農協であり、市は予算措置を行っているのみである。</p> <p>確かに甚大災害認定をされない程度の災害の場合に農業振興目的の貸付金として利用できる可能性があるものの、現状では5年にわたり貸付の実績がなく、予算が執行されていない現状では、制度自体の廃止を含めた抜本的な見直し及び予算の削減を検討すべきである。</p> <p>その一因として、市場金利が下がってきたことにより、手続きが比較的簡単で、使い勝手のいい他のローンの利用が増加している影響が考えられる。</p> <p>そこで、本貸付金制度について、農業関係者等にアンケート調査をする等、利用上の問題点を把握し、制度趣旨を達せられるように、制度の中身の改善を検討することが望まれる。制度がなくても他</p>	<p>(農林課)</p> <p>本貸付金については、融資先である農業者が利用する農協を窓口としており、また、融資要件等も比較的平易であるため利用しやすい制度である。</p> <p>現在、この制度と代替できる制度はないため、この制度の枠組みは維持しつつ、広報誌等への掲載や農協の生産組織の会合等により農業者への周知を行うことで利用促進を図る。また、他の制度との比較を行うほか、農協の担当部局等との協議を行い、農業振興のために利用しやすい制度への見直しを検討する。</p>

の制度で代替されているか、あるいは、他の制度によることで問題がないと認められる場合には、制度自体の廃止も含めて検討することが望まれる。

ウ 建築都市局

監査の結果（意見）	措置状況
<p>預託-建築-ア① <u>【北九州市宅地防災工事資金融資】制度の見直しの必要性について</u></p> <p>本貸付金については、平成 11 年度以降、1 件の利用もない状況である。対象者の視点で原因等を調査し、さらに改善を図る検討が必要であり、その結果によっては制度自体の廃止も含めて検討することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>本貸付金については、平成 11 年度以降、14 年以上にわたり貸付の実績がなく、しかも、平成 23 年度に融資条件の緩和が行われた後も予算が執行されておらず、市は予算措置を行っているのみである。</p> <p>市は、申請があった場合に備えて一定額を確保しているとのことである。確かにがけ崩れ等の災害が実際に生じた場合など利用できる可能性があり、宅地防災工事という目的からはその必要性は認められるところであるが、利用実績がないということに関しては、対象者の視点から原因等を調査し、さらに制度の改善を検討する必要があると考えられる。</p> <p>そのためには、既に、防災工事及び復旧工事が必要となった該当者に対して、アンケート調査をする等して、制度の改善が必要又は可能な事項の調査検討を行ったうえで、広報とともに改善を図る必要がある、その結果によっては、制度自体の廃止も含めて検討することが望まれる。</p>	<p>(宅地指導課)</p> <p>利用しやすくなるよう融資条件を緩和した制度改正の検討を今年度中に行う予定である。</p>

(3) 貸付金等に係る全庁的な観点からの意見

監査の結果（意見）	措置状況
<p>全庁・意見 - 1 <u>貸付金等に係る徴収一元化の推進について</u></p> <p>現在、市税以外で、市税事務所へ移管対象となっている債権は、国民健康保険料、介護保険料及び保育料の3債権のうち徴収が難しく専門性を必要とする案件のみとなっており、市の債権全体からすると限定的な取扱いとなっている。</p> <p>市税事務所は市税等の徴収に関する専門性を有し、滞納整理に関するノウハウや体制が整い、また、税外3債権の回収について具体的な成果も残しつつあることから、市税との近似性の高い他の公債権や、回収に専門性を要する私債権についても、市税事務所において体制を整え、これまでのノウハウを活かしつつ市税事務所に移管することが、より効果的及び効率的であると考えられ、市の歳入確保の観点から、徴収一元化の範囲拡大を推進することが望まれる。</p>	<p>(財政局税制課)</p> <p>当面は、徴収一元化の実施部署である市税事務所納税課の処理能力の関係や賦課徴収に係る細かな事務処理の違いから現行の税外3債権のみの取扱いを継続せざるを得ないと考えているが、将来的な徴収一元化のあり方について、北九州市債権回収対策本部を構成する各債権所管課の係長（実務者クラス）によるワーキンググループを設置し、平成26年8月から検討を始めることとする。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>全庁・意見 - 2 <u>北九州市債権回収対策本部の機能強化について</u></p> <p>現状、北九州市債権回収対策本部は、各部署が実施する債権回収に係る取組目標及び数値目標の設定、前年度の目標に対する達成状況の把握などを集計し、「北九州市債権回収基本計画」として取りまとめることが主な業務となっており、各所管部署における計画の立案や達成状況の把握、客観的分析のフィードバック、計画未達成の場合の原因等の調査や指導については、助言程度にとどまっている。</p> <p>市の全体最適の観点から、各所管部署との関係において、本部がより積極的に関与し、十分な監視、指導をする機能あるいは各部署に共通した事項の方針を明確化していく機能等を発揮できるよう強化することが望まれる。</p>	<p>(財政局税制課)</p> <p>北九州市債権回収対策本部を構成している債権はその性質上の違いが大きく、一律に本部が指導を強化することは難しい面もある。</p> <p>そこで、本部の各債権への係わり方について、北九州市債権回収対策本部を構成する各債権所管課の係長（実務者クラス）によるワーキンググループを設置し、平成26年8月から検討を始めることとする。</p> <p>なお、本部の機能強化は徴収一元化のあり方と関連するところもあるため、検討に当たっては、両ワーキングが連携して効果的に機能するように進めて参りたい。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>全庁・意見 - 3 <u>全庁的な債権管理規則の制定について</u></p> <p>現在のところ、市の債権管理に関する基本的な方針や事務手続を定めた規則は制定されていない。</p> <p>債権管理規則を制定することにより、全庁的に統一した方針や指針を示すことができ、債権管理の担当部署の明確化や適正化を図り、債権回収の意識の向上と必要な人材の育成など、様々な効果が見込まれることから、補助金等交付規則などと同様に、早期の制定が望まれる。</p>	<p>(財政局税制課)</p> <p>規則を制定する場合に、債権管理の基本的な考え方を示す必要があると考えており、次の「全庁・意見 - 4」で示されている債権管理条例により、基本方針を明確にした上で、細則を規定する方向で考えている。</p> <p>なお、基本的事項を整理するために、北九州市債権回収対策本部を構成する各債権所管課の係長（実務者クラス）によるワーキンググループを設置し、平成26年8月から検討を始めることとする。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>全庁・意見 - 4 <u>貸付金等に係る不納欠損処理と債権管理条例の制定について</u></p> <p>過去一度も、ないしは近年、不納欠損処理が行われていない債権がある。相手方が所在不明である場合や全く資力がない場合でも、議会の議決を経て債権放棄を行うか相手方の時効の援用を待たなければ債権が消滅しないため、所定の滞納整理の手続を継続し、回収ができない債権が年々増加して行くままとっている。</p> <p>市は債権管理に関する体制を強化し徴収の効果を上げる一方で、貸付金等の滞納整理に関する全庁的な見直しの一環として、私債権等のうち、一定の条件を充たし明らかに回収ができない債権については、公平性の観点を損なわない範囲で不納欠損処理が可能となるよう、債権管理条例の制定に向けて検討することが望まれる。</p>	<p>(財政局税制課)</p> <p>債権放棄の規定は、市民の理解が得られる基準が必要であり、公平・公正な基準を設けるための研究を進める必要がある。</p> <p>そのために、北九州市債権回収対策本部を構成する各債権所管課の係長（実務者クラス）によるワーキンググループを設置し、平成26年8月から検討を始めることとする。</p>